

産業廃棄物税に関する検討結果

(施行後の状況と今後の方針等について)

令和元年 1 1 月

長 崎 県

目 次

I	産業廃棄物税に関する検討にあたって	1
1.	はじめに	1
2.	産業廃棄物税導入の経緯	1
II	産業廃棄物税の仕組みと役割	2
1.	税の仕組み	2
2.	役割	4
3.	税収使途と主な事業	4
III	産業廃棄物税の機能に係る検証	5
1.	課税対象施設数	5
2.	課税が免除される施設数（課税の特例施設）	6
3.	税の機能及び税額の推移	7
(1)	税による財源確保の実績及び税源の継続	7
(2)	産業廃棄物税を必要とする財政需要	8
IV	循環型社会づくりに資する税制としての検証	9
1.	課税標準量（課税対象施設への搬入量）等の推移	9
(1)	焼却施設への搬入量	9
(2)	最終処分場への搬入量	10
2.	県内における産業廃棄物の排出量及び処理・処分の推移	11
(1)	県内発生 of 産業廃棄物の処理・処分の流れ	11
(2)	排出量の推移	12
(3)	処理・処分量及びその比率の推移	13
(4)	最終処分量及びその比率の状況	13
(5)	焼却処分量の状況	14
3.	産業廃棄物排出事業者への意識調査	15
(1)	産業廃棄物の処理状況等の変化について	15
(2)	産業廃棄物税の導入の認知度について	17
(3)	産業廃棄物税の制度について	18
(4)	産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する取組状況	23
(5)	産業廃棄物税の広域的一斉導入による産業廃棄物の取扱い上の変化	29
(6)	産業廃棄物税の税収使途について	31
4.	産業廃棄物税収使途事業の実績について	32
(1)	排出抑制に関する事業	34
(2)	リサイクルの促進に関する事業	34
(3)	適正処理の推進に関する事業	38
V	産業廃棄物税の導入効果等の取りまとめについて	40
1.	産業廃棄物の排出抑制等に関する効果	40
2.	産業廃棄物税収使途事業の成果	40
(1)	排出抑制に関する事業	41
(2)	リサイクルの促進に関する事業	41
(3)	適正処理の推進に関する事業	41
VI	産業廃棄物税の必要性和今後の使途事業について	42
1.	継続の必要性	42
2.	産業廃棄物税収使途事業の方向性	42
(1)	排出抑制に関する事業	42
(2)	リサイクルの推進に関する事業	42
(3)	適正処理の推進に関する事業	42
VII	産業廃棄物税の今後のあり方について	43
1.	課税方式	43
2.	課税客体	43
3.	税率	43
VIII	産業廃棄物税の今後の方向性について	45

I 産業廃棄物税に関する検討にあたって

1. はじめに

長崎県は、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル等の促進を図り、循環型社会の実現に資することを目的に、産業廃棄物税を課することを規定した『長崎県産業廃棄物税条例（平成16年6月25日長崎県条例第44号）』（以下「条例」という。）を施行したが、同条例の附則第6項に、「知事は、長崎県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例（平成26年長崎県条例第70号）の施行後5年を目途とした一定の期間ごとに、社会経済情勢の推移及び改正後の長崎県産業廃棄物税条例の施行状況を踏まえて産業廃棄物税の制度に関する検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。」との規定を設けている。

同条例施行後10年を迎えるにあたり、平成25年度から平成26年度にかけて、産業廃棄物税施行後の導入効果等を検証した結果、一定の効果があったことから、制度の見直しは行わず、存続させることにした。

前回の検証から5年を迎えることから、前回条例改正後の効果等を検証し、今後の方向性について取りまとめるため、庁内関係課において連携し、条例の継続に伴う産業廃棄物の処理量等の推移や事業者の意識変化の分析（意識調査を実施）、税収を活用した事業の実績等を通して産業廃棄物税の導入による政策効果を検証し、今後の産業廃棄物税に対する措置について検討した。

2. 産業廃棄物税導入の経緯

地方分権一括推進法の施行（平成12年4月）に伴い創設された法定外目的税の制度を活用することで行政課題を解決するため、政策税制として、産業廃棄物に着目した税を創設することとし、九州地方知事会は、平成12年7月、「九州地方税制調査研究会」を設置、平成16年5月には同研究会が九州地方知事会へ「産業廃棄物税の広域的な導入の必要性」について最終報告を行い、平成17年4月からの九州一斉導入に対する意志の一致を九州地方知事会で決定した。

一方、九州地方知事会の動きと並行して、本県でも平成14年7月、庁内において税制検討会を設置し、平成15年3月にとりまとめた検討結果報告書をもとに、これを学識者らによる税制懇話会（平成15年4月24日設置）に諮り、税制のあり方や政策効果等について検討を重ね、産業廃棄物の焼却施設と最終処分場への搬入を課税対象とする新たな税構想として、平成15年10月に意見報告書を取りまとめ、知事への報告がなされた。

この報告を踏まえ、課税技術上の詳細についてさらに検討を加え、平成16年6月に「長崎県産業廃棄物税条例」を公布し、平成17年4月1日から施行している。

II 産業廃棄物税の仕組みと役割

1. 税の仕組み

産業廃棄物税の課税の仕組みは、以下のとおり。

- (1) より高い排出抑制効果を図るため、排出事業者に税負担を求め、最終処分場への搬入とともに、排出に近い中間処理施設への搬入に課税する。
- (2) 簡素な税制で幅広くリサイクルへ誘導するため、中間処理段階への搬入の課税に当たっては、焼却施設への搬入のみを課税対象とする。

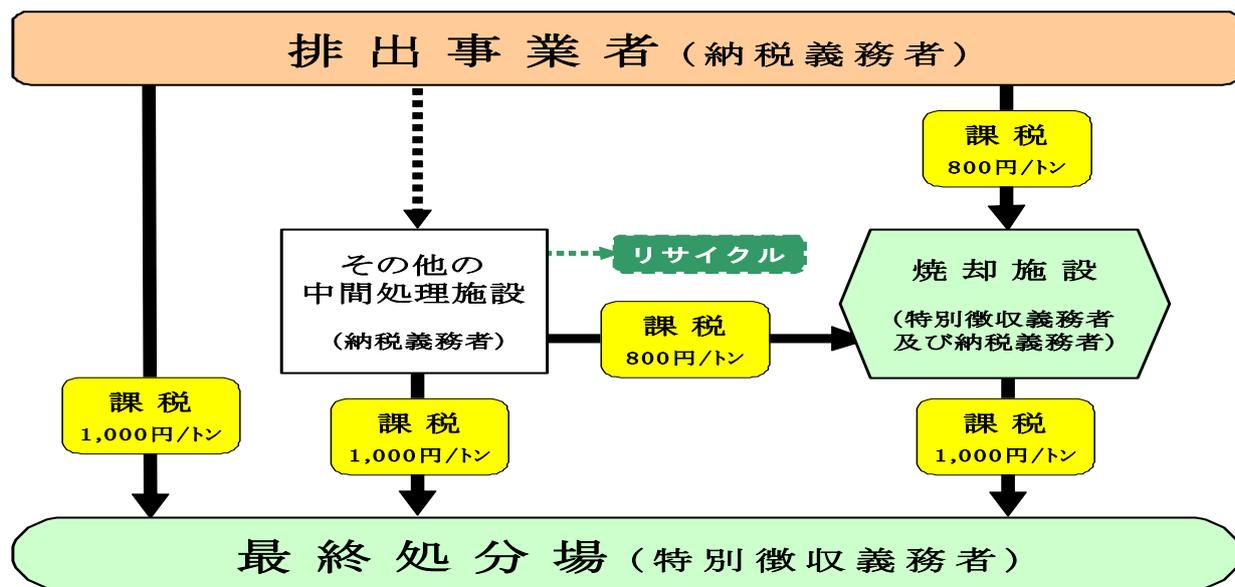


図1 課税の仕組み図

表1 課税の仕組み

課税要件等	内 容	
納税義務者	焼却施設及び最終処分場へ産業廃棄物を搬入する事業者 (中間処理業者を含む)	
課税客体	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	
課税標準	産業廃棄物の重量	
税 率	<input type="checkbox"/> 焼却施設への搬入量1トン当たり 800円 <input type="checkbox"/> 最終処分場への搬入量1トン当たり 1,000円	
納税方法	<input type="checkbox"/> 焼却処理業者及び最終処分業者による特別徴収(申告納入) <input type="checkbox"/> 自ら最終処分を行う排出事業者及び焼却処分を行う中間処理業者による申告納付 〈申告期限等〉	
	申告対象期間	申告納入(納付)期限
	1月1日～ 3月31日 [1期]	4月末日
	4月1日～ 6月30日 [2期]	7月末日
	7月1日～ 9月30日 [3期]	10月末日
10月1日～ 12月31日 [4期]	翌年の1月末日	

(表1 課税の仕組み(続き))

特例措置(税を課さないもの)	循環型社会の形成に資する焼却施設として認定を受けたもの
	<ul style="list-style-type: none">□ 産業廃棄物を原料又は原料及び燃料として自らの製品又は焼却処理以後の製造工程を経ることによって製品となるものを製造する場合<ul style="list-style-type: none">1 焼却処理業者が製品・中間製品を製造する場合2 焼却処理業者が燃え殻を有用なものとして他社に提供する場合3 焼却処理業者が燃え殻の処理を他社(セメント製造業者等)に委託し、その燃え殻を原料とした製品が製造される場合□ 産業廃棄物の焼却熱を回収して有効利用する場合<ul style="list-style-type: none">1 産業廃棄物による発電施設で自己の事業活動に必要な電力をすべて賄い、余剰電力を販売する場合(廃棄物発電施設等)2 自社での焼却処理の際に熱回収を行い、その熱を自社の製造工程で利用する場合(製造工場内の自己焼却施設等)[注:委託契約により中間処理を行った後の産業廃棄物を自社で焼却する場合は対象外]
	公益上の観点等から課税が不適当なもの
	<ul style="list-style-type: none">□ 公益上その他の事由により課税が不適当な場合<ul style="list-style-type: none">1 家畜伝染病予防法第21条第5項若しくは第23条第4項(例:鳥インフルエンザ等)又は牛海綿状脳症対策特別措置法第7条第2項(BSE)に規定する焼却2 地方公共団体の長が不法投棄された産業は器物の焼却又は最終処分を行う場合(事前の届出必要)3 大規模災害等、知事が認める場合

2. 役割

産業廃棄物税は、導入によって排出事業者に産業廃棄物の排出抑制、リサイクルへの動機付け（インセンティブ）を与えることのほか、税を環境施策の財源に充てることにより循環型社会づくりに向けた取組みを一層促進させる役割がある。

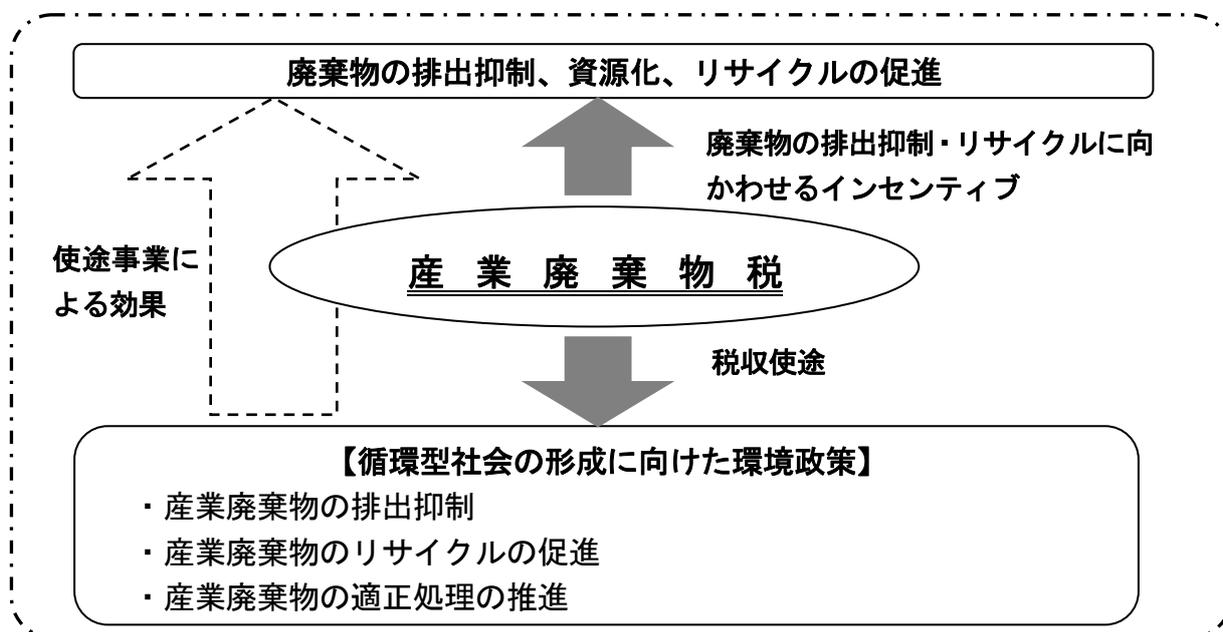


図2 税の役割

3. 税込用途と主な事業

長崎県産業廃棄物税基金を設置し、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用に充当している。

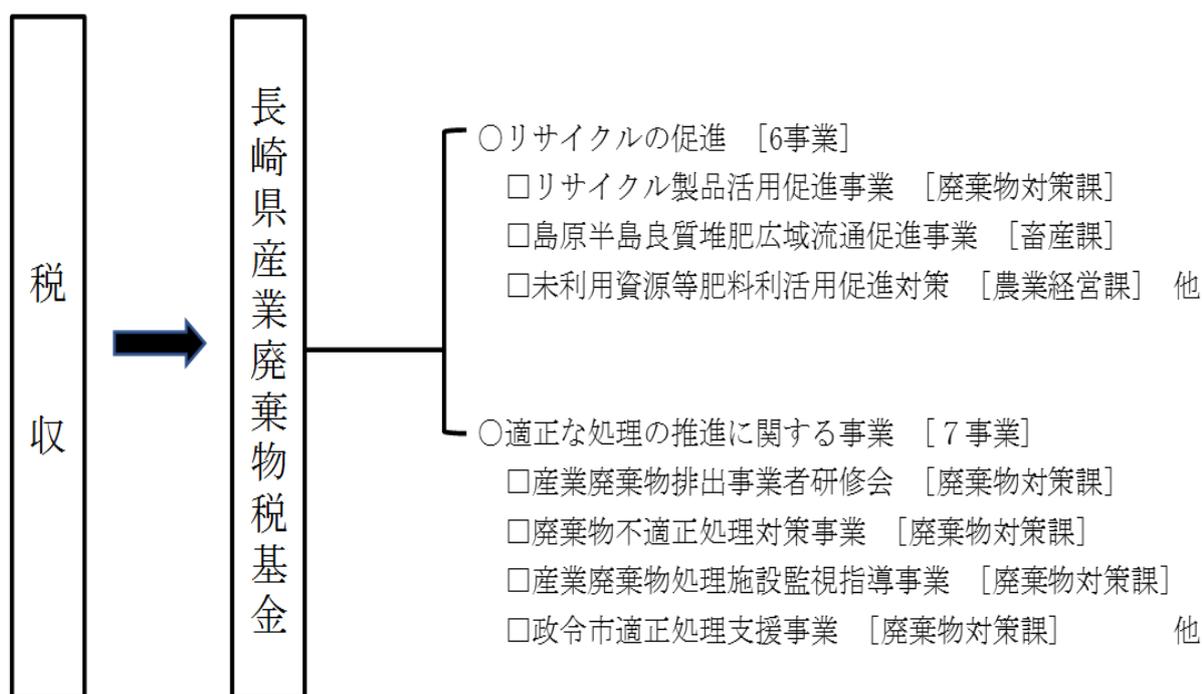


図3 主な産業廃棄物税込用途事業

Ⅲ 産業廃棄物税の機能に係る検証

1. 課税対象施設数

平成23年度までは焼却施設及び最終処分場ともに特徴者において大きな変化はなかった。平成24年度に課税対象施設数の計上の方法を変更したことから焼却施設は増加となったが、それ以降、特別徴収義務者の焼却施設及び最終処分場の施設数は年々減少している。

表2 課税対象施設数の推移

	特別徴収義務者施設数		自己処理業者施設数	
	焼却施設数	最終処分施設数	焼却施設数	最終処分施設数
17年度	23	18	1	7
18年度	23	16	1	6
19年度	24	16	1	6
20年度	22	15	1	6
21年度	22	16	1	6
22年度	21	16	1	6
23年度	21	16	1	6
24年度	30	16	1	6
25年度	24	16	1	6
26年度	24	16	1	5
27年度	21	15	1	5
28年度	20	15	1	5
29年度	19	14	1	5
30年度	18	13	0	4

(注) 施設数は各年度末日の数。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

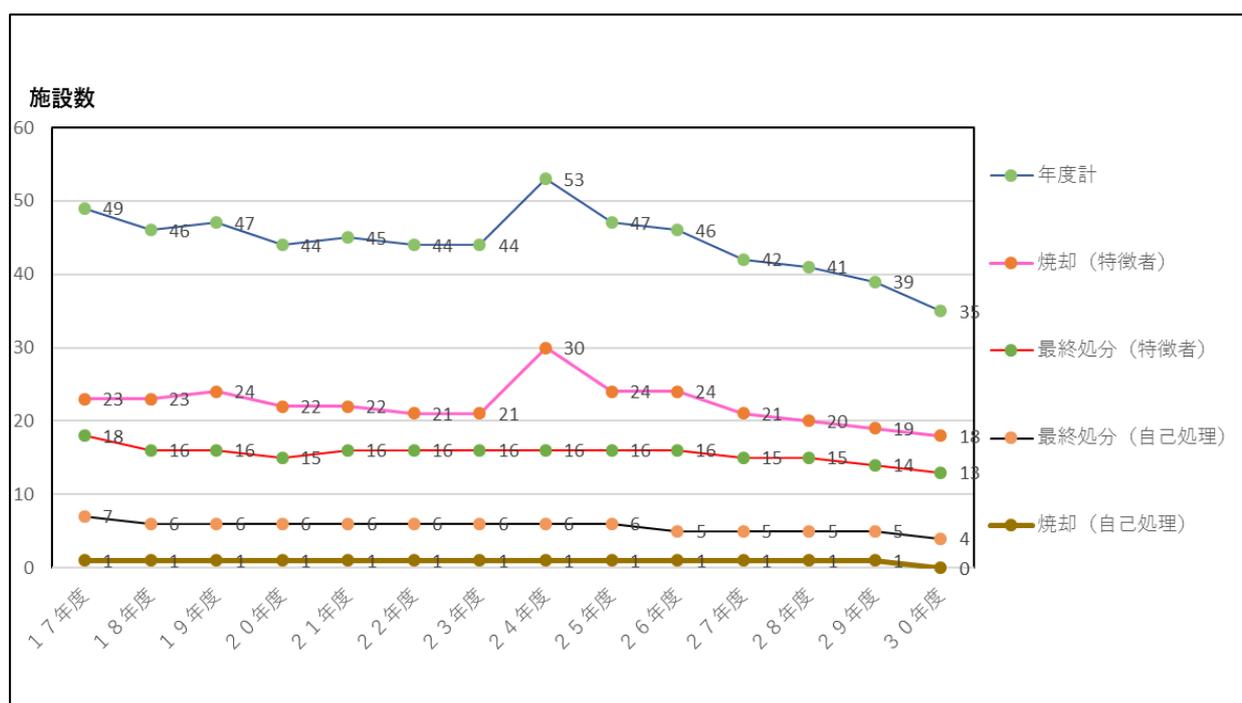


図4 課税対象施設数の推移

2. 課税が免除される施設数（課税の特例施設）

産業廃棄物税条例では、循環型社会の形成に資する焼却施設について、課税の特例を設けている（3頁参照）。平成21年度以降、産業廃棄物をリサイクルし、製品化につなげる取り組みを行う特別徴収義務者（特例規定第1号）は安定稼動していたが、近年では減少傾向ではあるものの、依然、産業廃棄物の焼却処理業者においても、リサイクルへ向けた取り組みが促進されていることが窺える。

表3 課税の特例施設数の推移

	規則第3条第1項		
	第1号	第2号	第3号
25年度	10	1	1
26年度	9	1	1
27年度	9	1	1
28年度	8	1	1
29年度	6	1	1
30年度	8	1	0

（注1）特例規定（条例規則第3条第1項第1～3号）

第1号：産廃を原料等とした製品の製造

第2号：産廃焼却による発電

第3号：産廃焼却による熱回収

（注2）施設数は各年度末日の数。事業者が複数施設を有する場合でも施設ごとに算定。

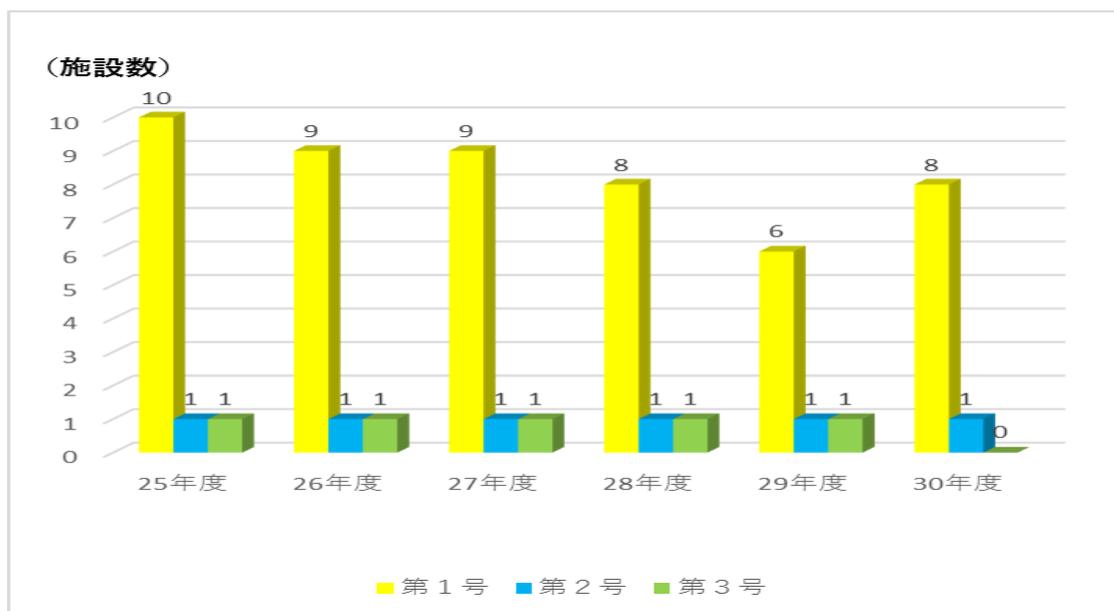


図5 課税の特例施設数の推移

3. 税の機能及び税額の推移

(1) 税による財源確保の実績及び税源の継続

地方税法による法定外目的税として導入した産業廃棄物税は、地方交付税の基準財政収入額の算定対象とならないことから、税収実績がそのまま県の増収や減収に反映する。このため、税収使途事業として必要な費用に計画的に充てていくためにも税収の継続的な確保が重要である。

条例施行後、平成25年度までの税収は、年度ごとに増減はあるものの、1億円を超える年度も存在していたが、循環型社会の形成という考えが徐々に浸透し、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進、その他適正な処理の推進が進んでいるものと見受けられ、平成26年度以降では、平成29年度を除いて税収の減傾向が顕著であり、税の機能による一定の効果をあげていると言える。

なお、長崎県廃棄物処理計画（平成28年～平成32年）における産業廃棄物の排出量は、平成32年度においても4,469千トン存在すると予測されており、経済活動が継続される限りにおいて、焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入量が課税標準となる産業廃棄物税の税源は今後も継続して存在していくものと考えられる。

表4 長崎県における産業廃棄物税収（調定）の状況

(単位：千円)

	焼却	埋立	合計
26年度	11,029	71,668	82,697
27年度	10,773	64,198	74,971
28年度	10,338	55,649	65,987
29年度	21,034	54,760	75,794
30年度	9,835	52,982	62,817

(注) 各年度の税額は、暦年(1月～12月分)の産業廃棄物の搬入量に対応している。

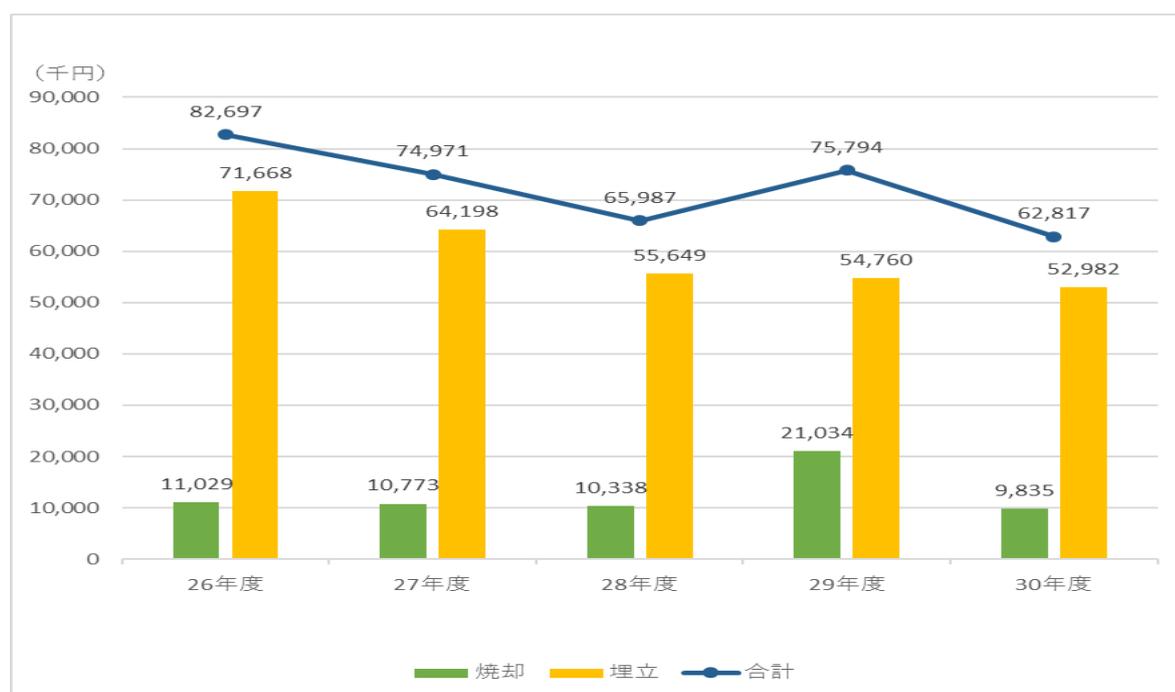


図6 長崎県における産業廃棄物税収（調定）の状況

(2) 産業廃棄物税を必要とする財政需要

県内の産業廃棄物については、長崎県廃棄物処理計画に基づき、発生・排出抑制や資源化率の向上、適正処理の確保などに取り組んでおり、今後も引き続き課題の解決に向けた取り組みが必要である。

景気の回復基調により、県税収入は5年間連続で、1,000億円を超えており、平成30年度当初予算における県税収入は1,160億円、前年度当初予算比で4.3%アップとなっているものの、一般会計歳入予算に占める割合は16.7%、県税を含む自主財源の割合は全体の35.6%で、本県の財政構造は、いわゆる3割自治となっており、脆弱な財政基盤であることには変わりがなく、今後とも厳しい状況が続くものと予想される。

このような中においても、快適で潤いのある生活環境をつくっていくため、産業廃棄物の排出抑制、リサイクル促進など循環型社会づくりに向けた取り組みは、なお重要な政策課題であり、そのための安定した財源の確保が求められている。

産業廃棄物税の導入を通じて、循環型社会の形成という考え方が徐々に浸透していること等を考えあわせると、その財政需要に対応した税としての機能を産業廃棄物税は発揮していると言える。

IV 循環型社会づくりに資する税制としての検証

課税標準量の推移や産業廃棄物の発生量等の推移などについての整理、排出事業者の意識変化に関する調査、用途事業の実績などを通じて導入効果等について検証を行った。

1. 課税標準量（課税対象施設への搬入量）等の推移

(1) 焼却施設への搬入量

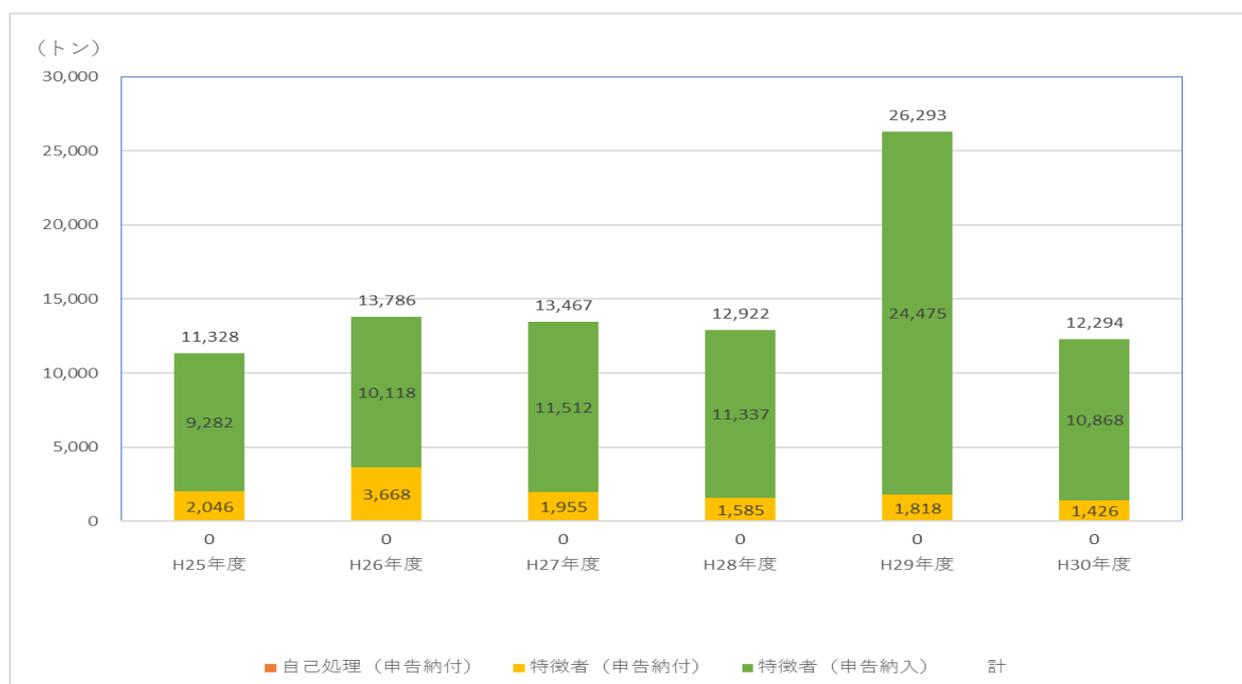
焼却施設への搬入量について、年度毎の増減は多少あるものの平成29年度を除いては約13,000トン前後で推移しており、大きな増減もなく、ほぼ横ばいの状況が続いている。

なお、平成18年度における搬入量は52,023トンであり、平成30年度と比較すると約76%と大幅に減少しており、産業廃棄物税を導入した当初のより着実に減少傾向にある。

表5 焼却施設への搬入量の推移

(単位：トン)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
自己処理（申告納付）	0	0	0	0	0	0
特徴者（申告納付）	2,046	3,668	1,955	1,585	1,818	1,426
特徴者（申告納入）	9,282	10,118	11,512	11,337	24,475	10,868
計	11,328	13,786	13,467	12,922	26,293	12,294



※平成25年度の搬入量については、前回報告書（平成26年度作成）から再調査（令和元年度）した結果、数値に変更が判明したため、前回報告書の数値と異なる。

図7 焼却施設への搬入量の推移

(2) 最終処分場への搬入量

最終処分場への搬入量は経済状況や公共工事等の増減の影響を受けやすいため、年度毎の増減はあるものの特徴者（申告納付及び申告納入）については横ばいの状況が続いている。自己処理の搬入量においては、平成30年度の搬入量は平成25年度に比べ約67,000トン減少している。

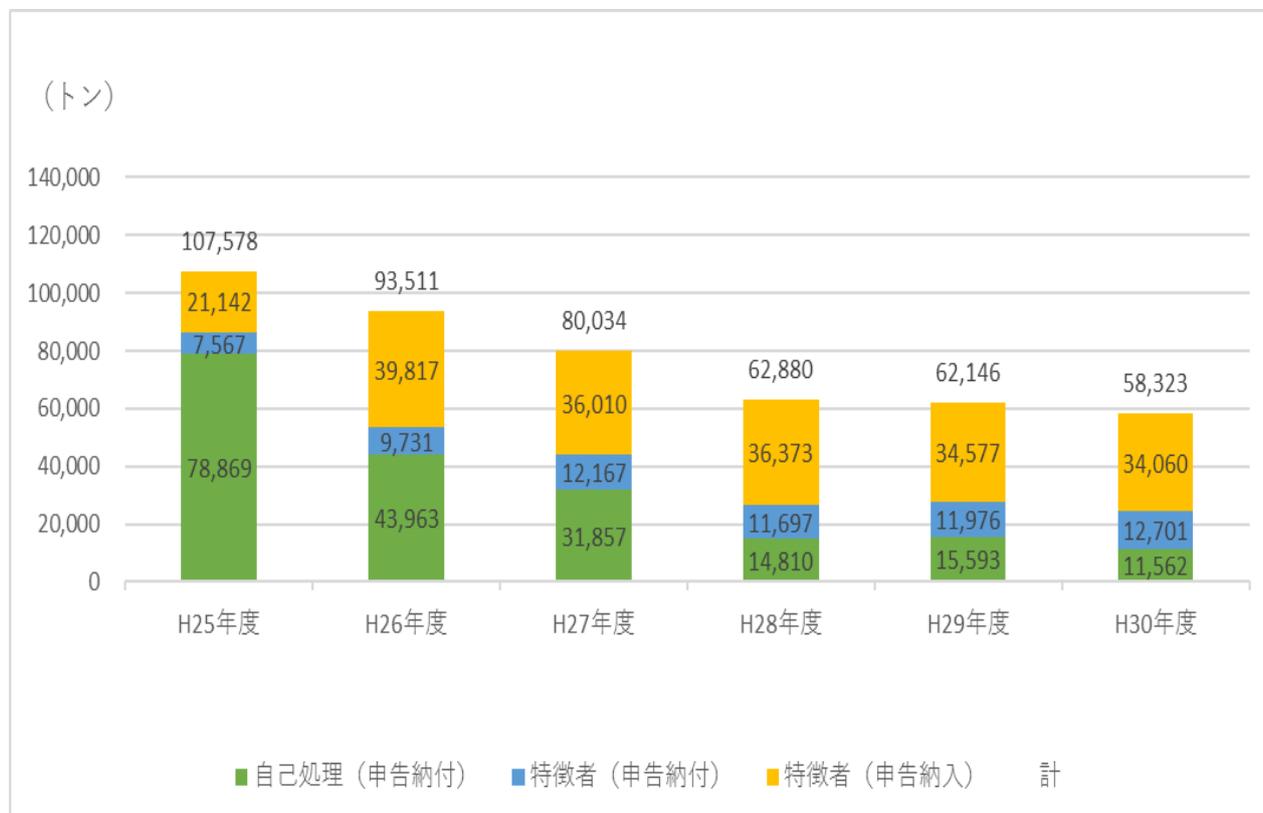
なお、産業廃棄物税を導入した当初の平成18年度における搬入量は全体で118,254トン（自己処理40,130トン、特徴者78,124トン）、平成20年度は全体で119,665トン（自己処理65,433トン、特徴者54,232トン）であり、平成30年度の全体と比較すると約5割減少している。

表6 最終処分場への搬入量の推移

(単位：トン)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
自己処理（申告納付）	78,869	43,963	31,857	14,810	15,593	11,562
特徴者（申告納付）	7,567	9,731	12,167	11,697	11,976	12,701
特徴者（申告納入）	21,142	39,817	36,010	36,373	34,577	34,060
計	107,578	93,511	80,034	62,880	62,146	58,323

(注) 自己処理は、主に電力供給事業者の搬入によるもの。



※平成25年度の搬入量については、前回報告書（平成26年度作成）から再調査（令和元年度）した結果、数値に変更が判明したため、前回報告書の数値と異なる。

図8 最終処分場への搬入量の推移

2. 県内における産業廃棄物の排出量及び処理・処分の推移

産業廃棄物処理の実態調査や産業廃棄物多量排出事業者からの報告等を基に長崎県内における産業廃棄物の排出量や処理・処分量を推計し、推移を整理した。

(1) 県内発生 of 産業廃棄物の処理・処分の流れ

県内で発生した産業廃棄物の処理・処分の状況の概況を表7及び図9に示す。なお、排出量や処理・処分量の推移等に関する考察は、以下の(2)以降で記述する。

表7 県内における産業廃棄物の排出量及び処理・処分量の推移

(単位:千トン)

	平成16年度		平成20年度		平成26年度		平成29年度	
排出量	4,561	(100.0%)	4,501	(100.0%)	4,469	(100.0%)	4,365	(100.0%)
再生利用量	2,844	(62.4%)	2,470	(54.9%)	2,702	(60.5%)	2,718	(62.3%)
減量化量	1,284	(28.2%)	1,566	(34.8%)	1,586	(35.5%)	1,445	(33.1%)
最終処分量	430	(9.4%)	465	(10.3%)	180	(4.0%)	161	(3.7%)

(注1) 四捨五入の関係で排出量=再生利用量+減量化量+最終処分量となっていない場合がある。

(注2) () は、排出量に対する割合

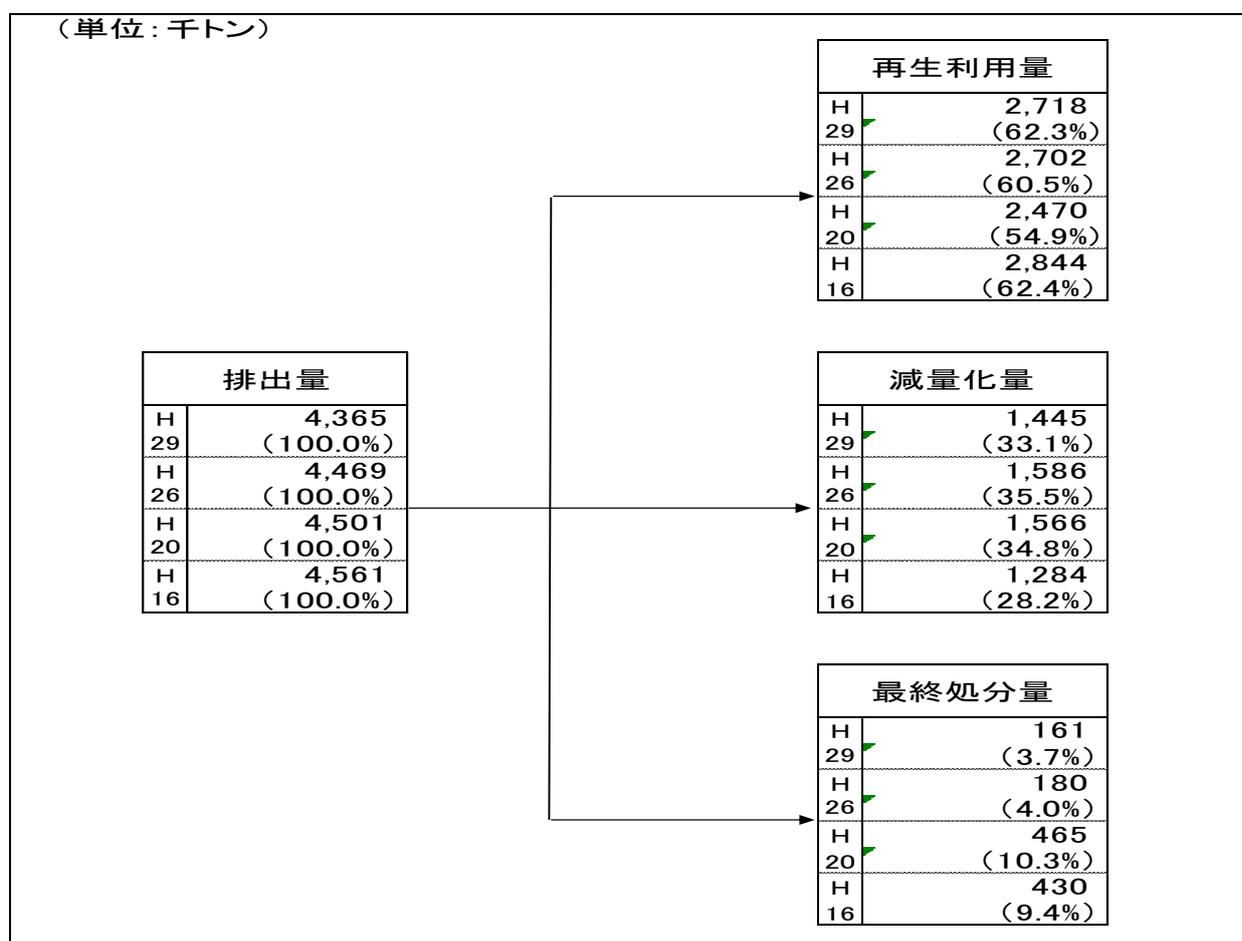


図9 県内における産業廃棄物の排出量及び処理・処分量の推移

(2) 排出量の推移

ア 総排出量の推移

平成29年度の県内事業所等から排出される産業廃棄物は、4,365千トンとなっており、産業廃棄物税制度導入前の平成16年度の排出量4,561千トンと比較すると約4.3%減少している。

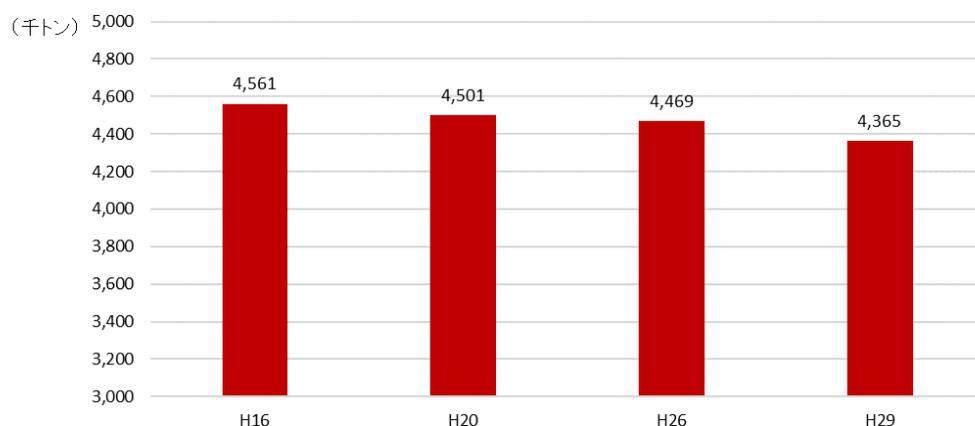


図 10 県内における産業廃棄物の排出量の推移

イ 種類別排出量の推移

県内で発生した産業廃棄物の排出量を産業廃棄物の種類別（特定の業種から排出される「動物のふん尿」及び「ばいじん」を除く。）を見ると、平成29年度における産業廃棄物の排出量は、汚泥が全体の約53.2%を占め最も多くなっており、以下、がれき類が約27.4%、木くずが約4.1%、金属くずが約4.1%、廃プラスチック類が約4.0%となっており、これら5種類で全体の約9割を占めている。

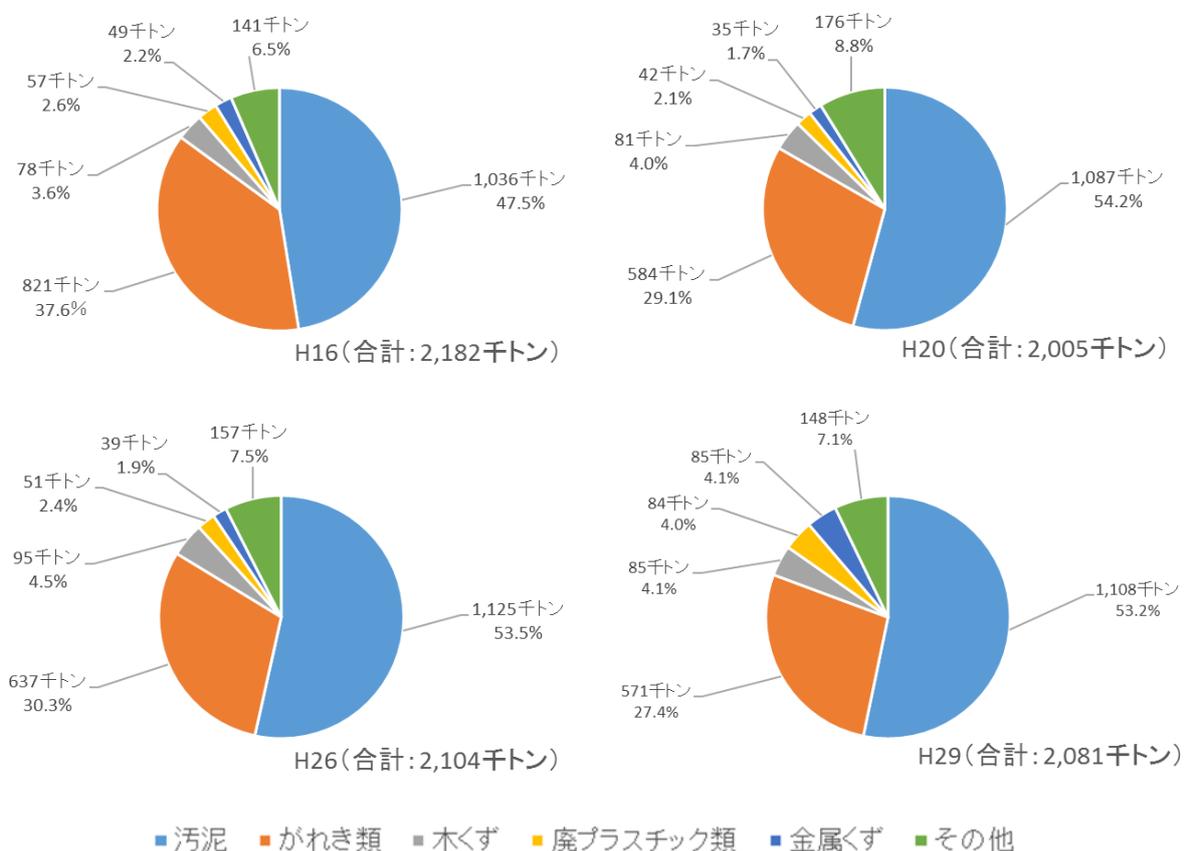


図 11 県内における産業廃棄物の種類別の排出量の推移

(3) 処理・処分量及びその比率の推移

平成29年度は、県内で4,365千トンの産業廃棄物が排出されており、そのうち2,718千トン（62.3%）が再生利用され、161千トン（3.7%）が最終処分されている。

平成16年度と平成29年度を比較すると、再生利用率は62.4%から62.3%に0.1ポイント減少している一方、減量化率は28.2%から33.1%に4.9ポイント増加、最終処分率については9.4%から3.7%に5.7ポイント減少している。

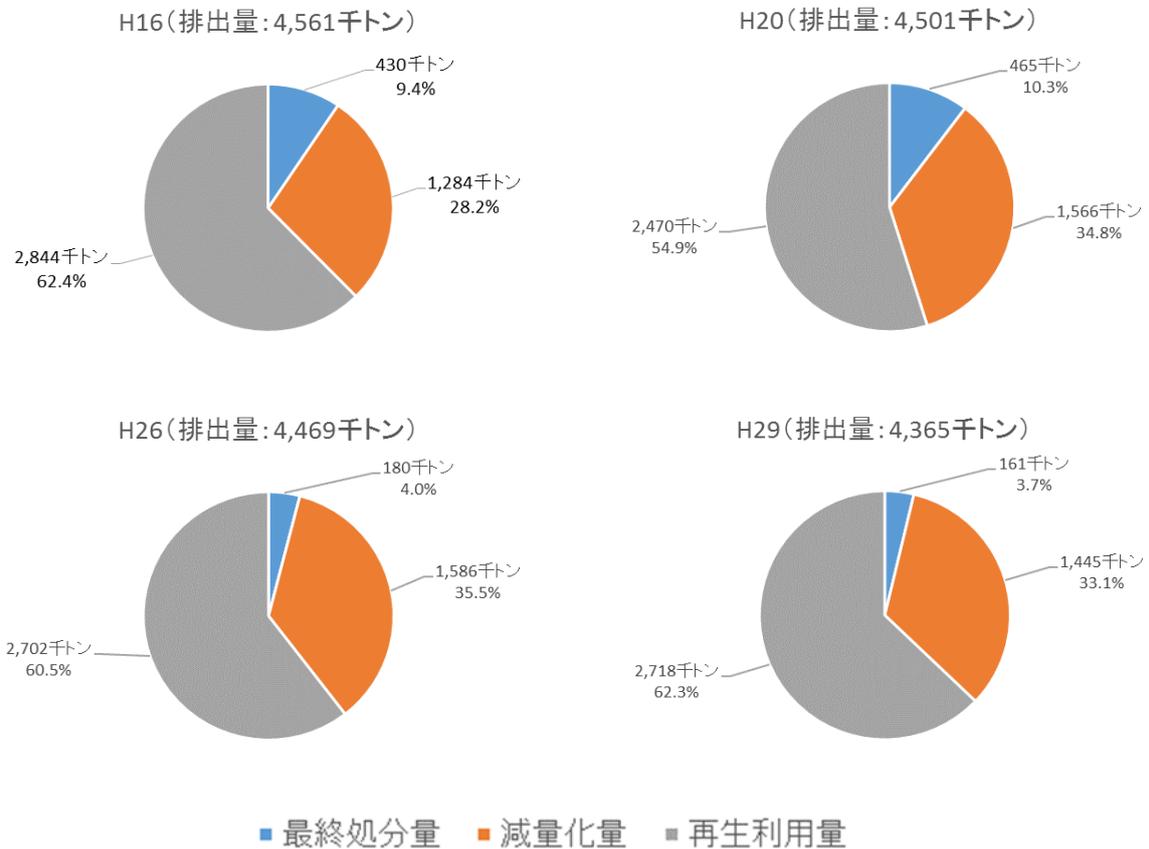


図 12 県内における産業廃棄物の処理・処分量の推移

(4) 最終処分量及びその比率の状況

平成29年度の最終処分量は、産業廃棄物税導入前の平成16年度と比較すると、最終処分数量、最終処分率（排出量に対する割合）共に減少している。

表 8 最終処分量の状況

(単位：千トン)

項目	平成16年度	平成29年度	平成16年度との比較
最終処分量(全種類)	430	161	269千トンの減少
<排出量に対する割合>	<9.4%>	<3.7%>	5.7ポイント減少
最終処分量 (動物のふん尿を除く)	430	161	269千トンの減少
<排出量に対する割合>	<15.3%>	<5.6%>	9.7ポイント減少
最終処分量 (動物のふん尿、ばいじんを除く)	136	151	15千トンの増加
<排出量に対する割合>	<6.2%>	<7.3%>	1.1ポイント増加

(5) 焼却処分量の状況

平成 29 度の焼却処分量は、82 千トンで、産業廃棄物税導入前の平成 16 年度の 50 千トンに比べ増加している。ただし、焼却処分後に発生する焼却残さをみると、再生利用されるものが 7.0 ポイント増加し、最終処分される割合も 3.4 ポイント増加している。

表 9 焼却処分量の状況

(単位：千トン)

項目	平成16年度	平成29年度	平成16年度との比較
焼却量	50	82	32千トンの増加
焼却残さ量	5.7	5.0	0.7千トンの減少
再生利用	2.7	2.7	変化なし
<焼却残さ量に対する割合>	<47.4%>	<54.4%>	7.0ポイントの上昇
最終処分	2.4	2.3	0.1千トンの減少
<焼却残さ量に対する割合>	<42.1%>	<45.5%>	3.4ポイントの上昇
不明	0.6	0.0	0.6千トンの減少
<焼却残さ量に対する割合>	<10.5%>	<0.0%>	10.5ポイントの下降

3. 産業廃棄物排出事業者への意識調査

産業廃棄物税の導入による産業廃棄物に対する意識の変化や排出抑制、リサイクル促進に向けた動向等をはじめ、税収を活用した使途事業に関する意見等を聞くため、アンケート調査を実施した。

《意識調査の実施概要》

○調査対象者抽出方法

- ・平成27年度長崎県産業廃棄物実態調査（平成26年度実績）の集計結果から、産業廃棄物の排出量が100トン／年以上の製造業、建設業、電気・ガス・水道業を中心に県内の事業所を抽出し、調査票を郵送した。

○調査対象数及び回答数

調査対象数	有効回答数	有効回答率
387件	187件	48.3%

(1) 産業廃棄物の処理状況等の変化について

前回の産業廃棄物税の見直しの前後にあたる平成26年度と平成27年度における産業廃棄物の排出量や種類別の処理量の変化について質問したところ、排出量については「年々増加」又は「年毎に増減はあるものの傾向としては増加」と回答した事業者は4割であり、また、「年々減少」又は「年毎に増減はあるものの傾向としては減少」と回答した事業者は3割弱となった。

また、焼却処理量は「年々減少」又は「年毎に増減はあるものの傾向としては減少」と回答した事業者と「年々増加」又は「年毎に増減はあるものの傾向としては増加」と回答した事業者はほぼ同じであるが、中間処理量（焼却は除く）及び再生利用量は、「年々増加」又は「年毎に増減はあるものの傾向としては増加」と回答した事業者が多く、最終処分量については、「年々減少」又は「年毎に増減はあるものの傾向としては減少」と回答した事業者が多い。

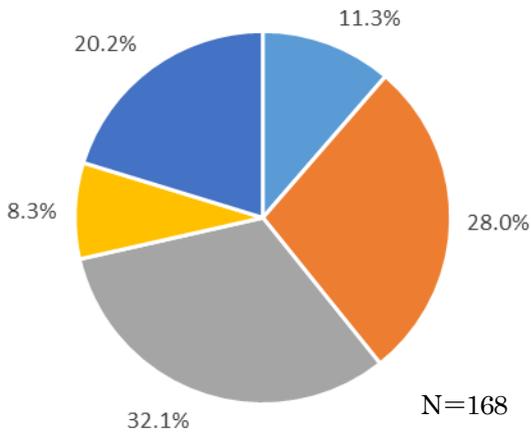
このことから、排出事業者が産業廃棄物の排出抑制やリサイクル等へ向けた取組を進めていることが窺われる。

	1. 年々増加	2. 年毎に増減はあるものの傾向としては増加	3. 変化なし	4. 年々減少	5. 年毎に増減はあるものの傾向としては減少	合計
発生量	19 (11.3%)	47 (28.0%)	54 (32.1%)	14 (8.3%)	34 (20.2%)	168 (100.0%)
排出量	19 (11.2%)	50 (29.6%)	53 (31.4%)	10 (5.9%)	37 (21.9%)	169 (100.0%)
焼却処理量	5 (5.2%)	19 (19.6%)	47 (48.5%)	7 (7.2%)	19 (19.6%)	97 (100.0%)
中間処理量	10 (7.9%)	34 (27.0%)	51 (40.5%)	6 (4.8%)	25 (19.8%)	126 (100.0%)
再生利用量	7 (5.6%)	36 (28.8%)	52 (41.6%)	8 (6.4%)	22 (17.6%)	125 (100.0%)
最終処分量	6 (4.9%)	22 (18.0%)	53 (43.4%)	7 (5.7%)	34 (27.9%)	122 (100.0%)

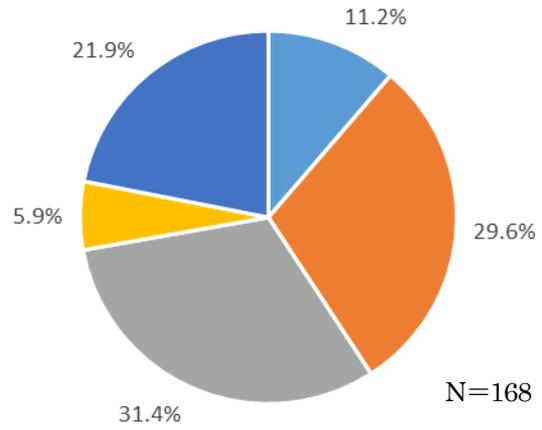
表 10 産業廃棄物の処理状況等の変化

図 13 産業廃棄物の処理状況等の変化

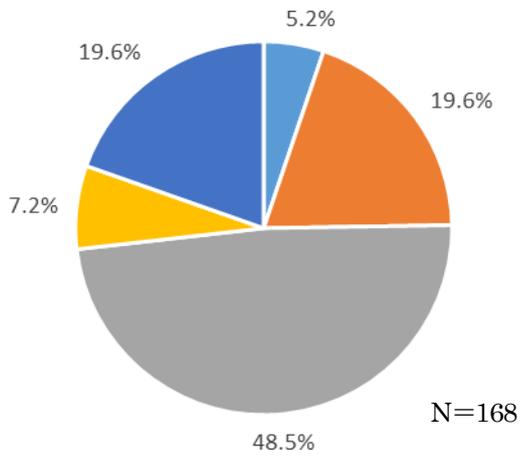
発生量



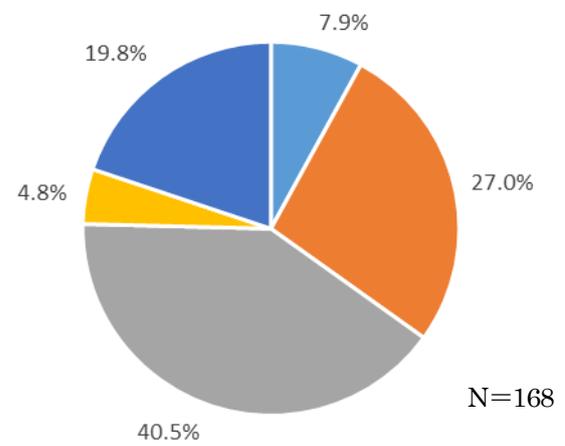
排出量



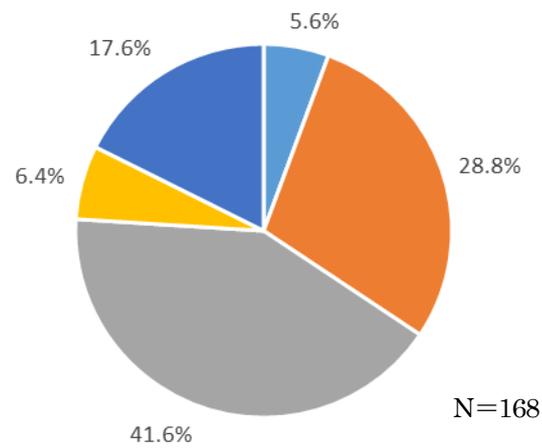
焼却処理量



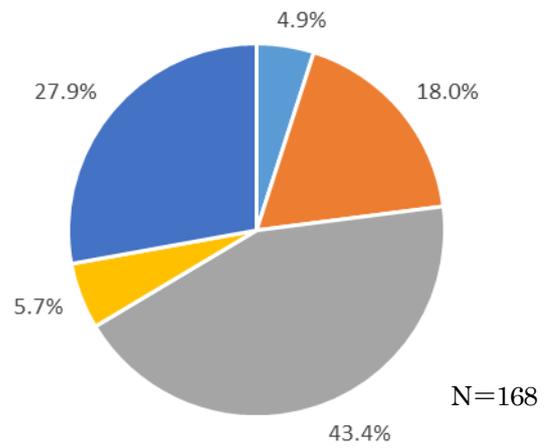
中間処理量(焼却を除く)



再生利用量



最終処分量



■年々増加 ■年毎に増減はあるも、傾向としては増加 ■現状維持 ■年々減少 ■年毎に増減はあるも、傾向としては減少

また、排出量が「年々減少」、「年毎に増減あるものの傾向としては減少」と回答した事業者に減少の原因を質問したところ、「事業規模の縮小又は売上の減少」と回答した事業者が約6割を占めるものの、「排出抑制（分別等）・リサイクルの開始又は強化」と回答した事業者が2割強で排出抑制等の取組が排出量の減少要因となっていることも窺える。

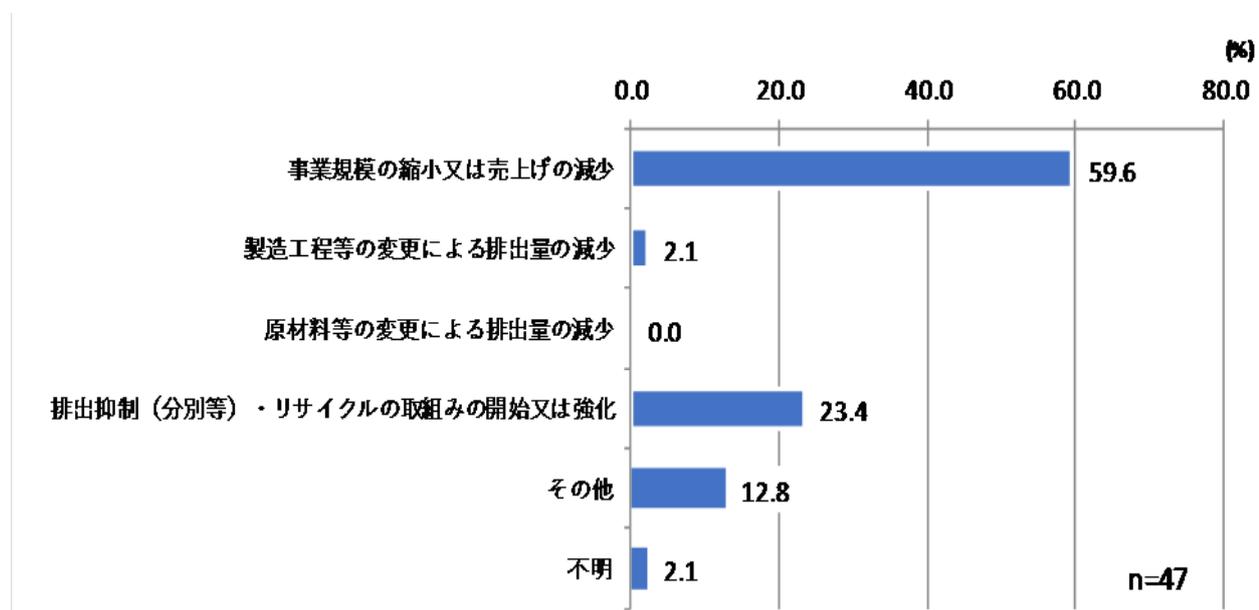


図 14 排出量減少の原因

(2) 産業廃棄物税の導入の認知度について

産業廃棄物税の導入の認知度について質問したところ、「十分知っている」または「ある程度は知っている」と半数以上が回答し、「名称は知っているが内容は知らない」を合わせると8割を超えており、事業者認知されている。

表 11 産業廃棄物税の認知度

十分知っている	39	20.9%
ある程度は知っている	62	33.2%
名称は知っているが内容は知らない	52	27.8%
全く知らない	30	16.0%
不明	4	2.1%
回答者数（合計）	187	100.0%

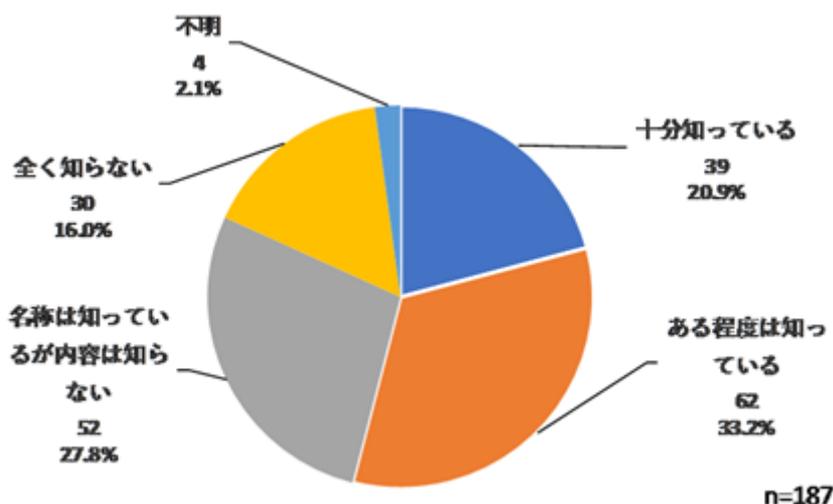


図 15 産業廃棄物税の認知度

(3) 産業廃棄物税の制度について

ア 産業廃棄物税の転嫁（処理料金への上乗せ）状況について

産業廃棄物税が処理業者から請求される処理料金に転嫁（上乗せ）されているかについて質問したところ、「転嫁が行われている」と回答した事業者は31.0%であり、「転嫁が行われていない」と回答した事業者は9.1%、「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」と回答した事業者が7.5%である。なお、「わからない」と回答した事業者が50.3%となっているが、課税免除施設への搬入分について排出事業者が確認できていないことなどによるものと推測される。

表 12 産業廃棄物税の転嫁の状況

転嫁が行われている	58	31.0%
転嫁が行われている業者もいるが 行われていない業者もいる	14	7.5%
転嫁が行われていない	17	9.1%
わからない	94	50.3%
不明	4	2.1%
回答者数（合計）	187	100.0%

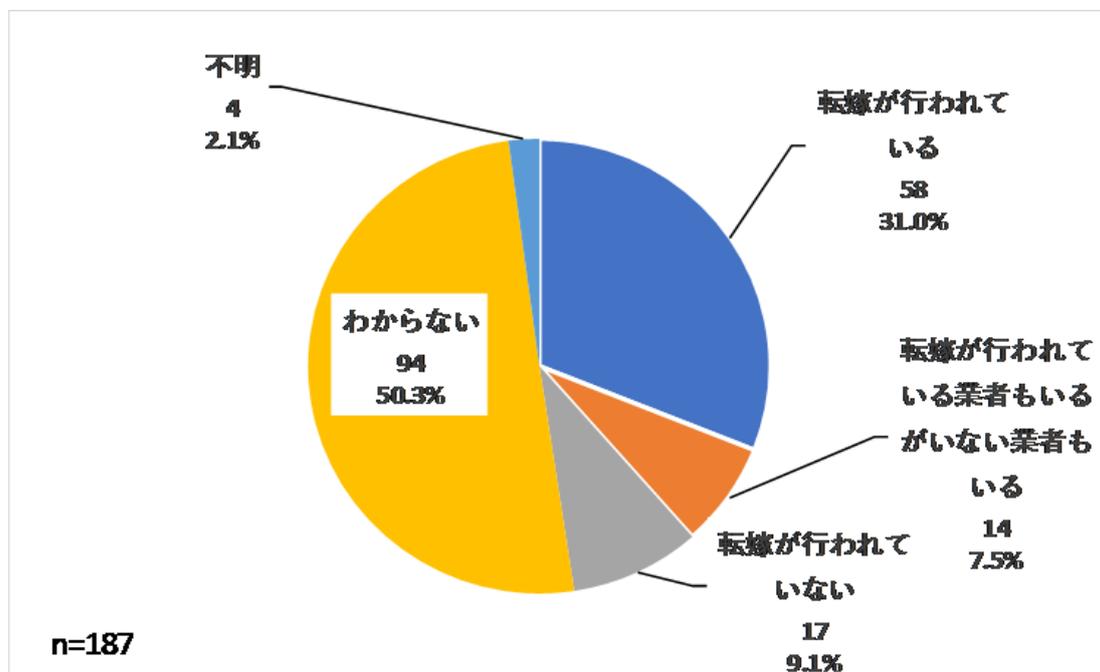


図 16 産業廃棄物税の転嫁の状況

「転嫁が行われている」又は「転嫁が行われている業者もいるがいない業者もいる」と回答した事業者に税の転嫁の的確性について質問したところ、「的確な課税相当額が転嫁されている」と回答した事業者が全体の47.2%、「ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている」と回答した事業者が44.4%であり、「あまり的確な課税相当額の転嫁がなされていない」及び「課税相当額の転嫁が全く的確でない」と回答した事業者はなく、概ね的確な転嫁が行われていると判断される。

表 13 産業廃棄物税の転嫁の適格性

的確な課税相当額が転嫁されている	34	47.2%
ほぼ的確な課税相当額が転嫁されている	32	44.4%
あまり的確な課税相当額が転嫁されていない	0	0.0%
課税相当額の転嫁が全く的確でない	0	0.0%
わからない	5	6.9%
不明	1	1.4%
回答者数（合計）	72	100.0%

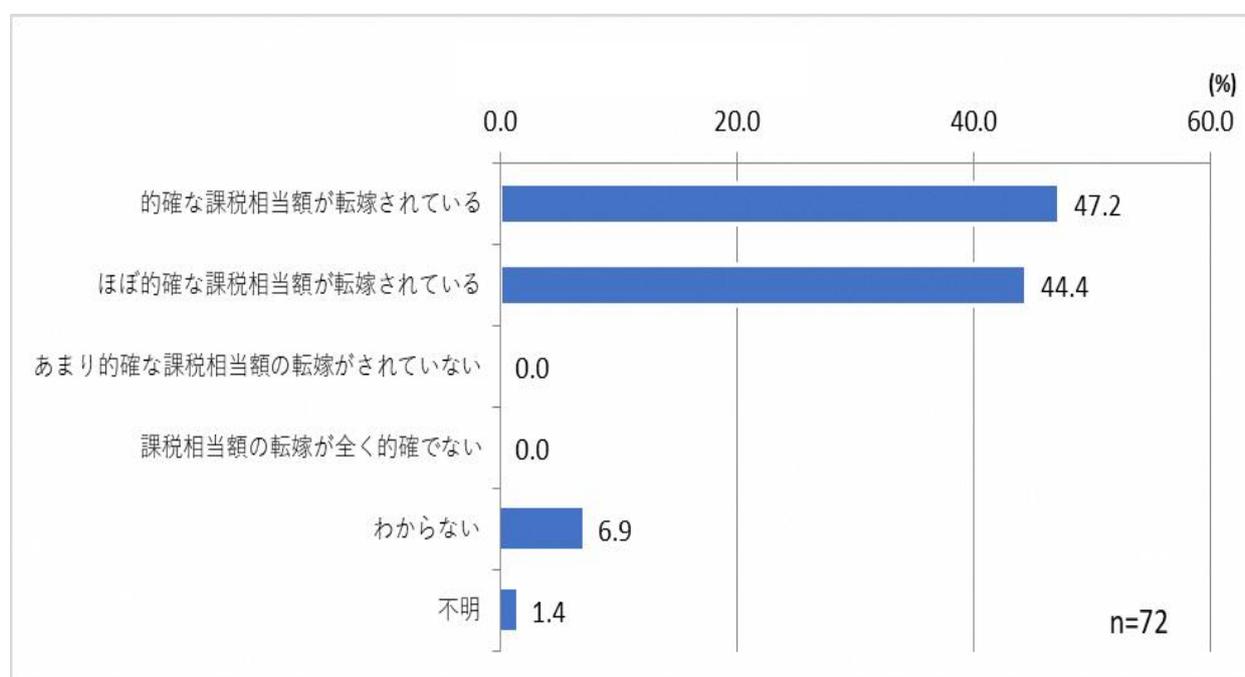


図 17 産業廃棄物税の転嫁の的確性

イ 産業廃棄物税率の妥当性について

産業廃棄物税の税率の妥当性について質問したところ、半数以上の事業者が「わからない」と回答し、「妥当な税率と思う」と回答した事業者は32.6%、「妥当な税率とは思えない」と回答した事業者は3.2%であり、税率に不満を持っている事業者は少数である。

表 14 産業廃棄物税率の妥当性

排出抑制への促進にもリサイクルの促進にも妥当な税率と思う	61	32.6%
排出抑制またはリサイクルの促進に対して、妥当な税率と思えない	6	3.2%
わからない	109	58.3%
不明	11	5.9%
回答者数（合計）	187	100.0%

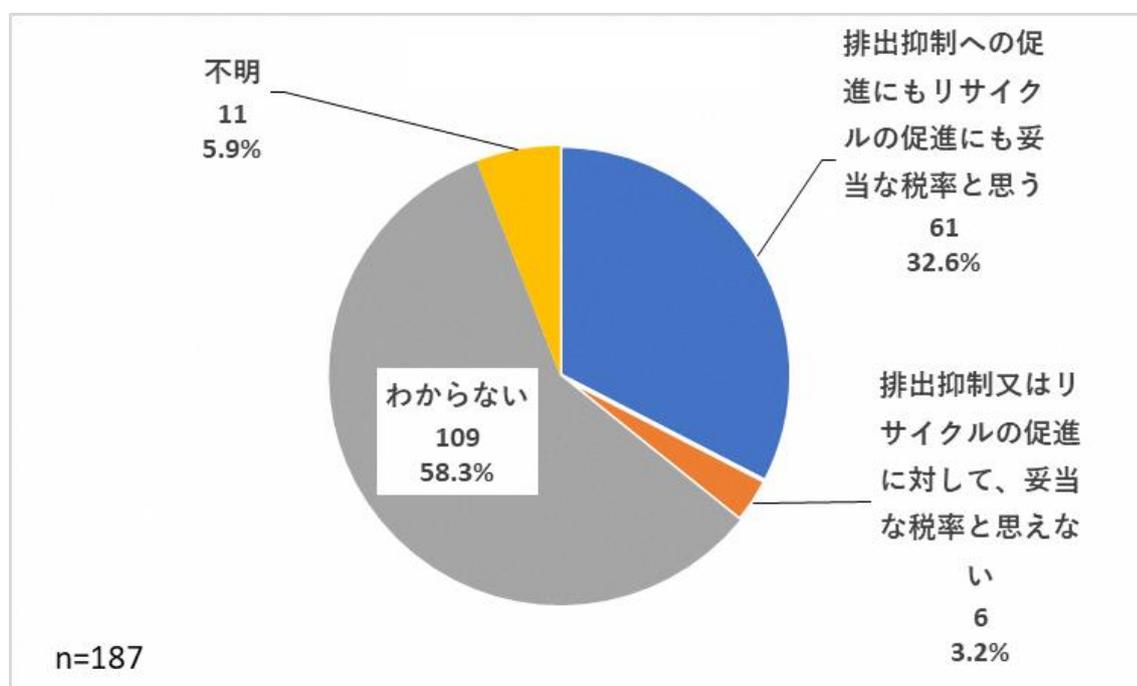


図 18 産業廃棄物税率の妥当性

また、「妥当な税率とは思えない」と回答した6事業者に妥当と思えない理由について質問したところ、「税率が高い」と回答した事業者が3事業者であり、「税率が低い」と回答した事業者が2事業者であった。

表 15 産業廃棄物税率を妥当と思えない理由

税率が高い	3	50.0%
(排出抑制やリサイクルの促進のためには)税率が低い	2	33.3%
その他	1	16.7%
回答者数 (合計)	6	100.0%

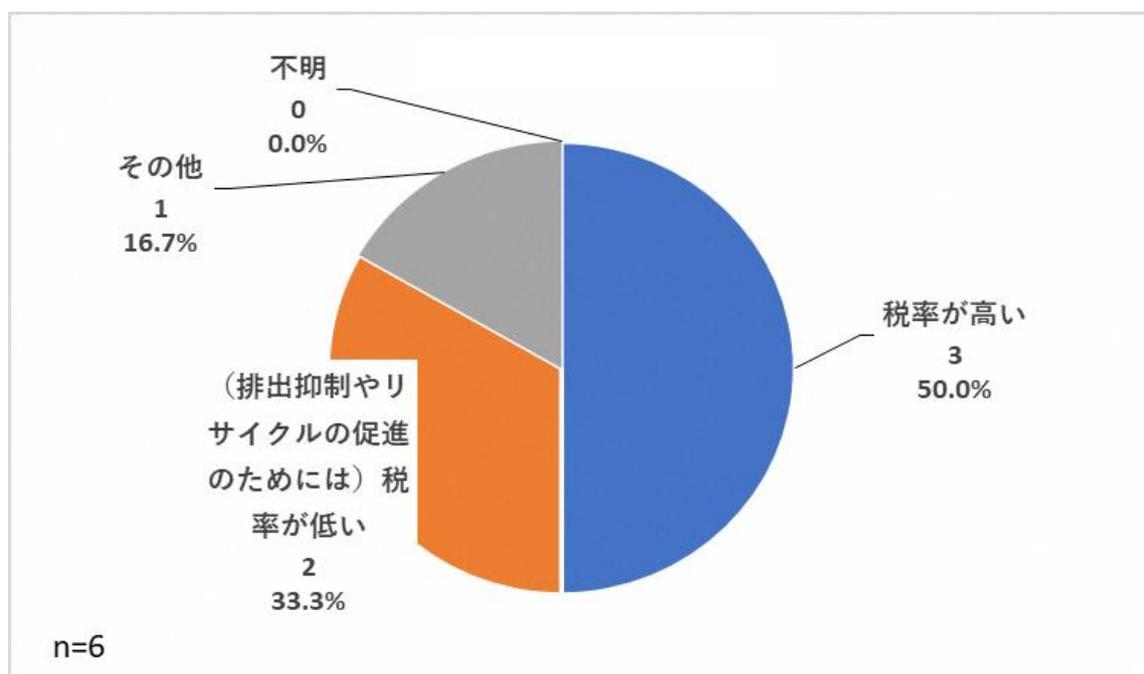


図 19 産業廃棄物税率を妥当と思えない理由

ウ 産業廃棄物税の焼却処理への課税について

九州各県（熊本県、沖縄県除く）が採用している焼却処理に対する産業廃棄物税の課税について質問したところ、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進等に「有効であると思う」と回答した事業者は57.8%と過半数を超えており、「有効であるとは思わない」と回答した事業者は、少数の2事業者1.1%であった。

また、「わからない」と回答した事業者は35.8%であった。

表 16 産業廃棄物税の焼却処理への課税状況

有効であると思う	108	57.8%
わからない	67	35.8%
有効であるとは思わない	2	1.1%
不明	10	5.3%
回答者数（合計）	187	(100.0%)

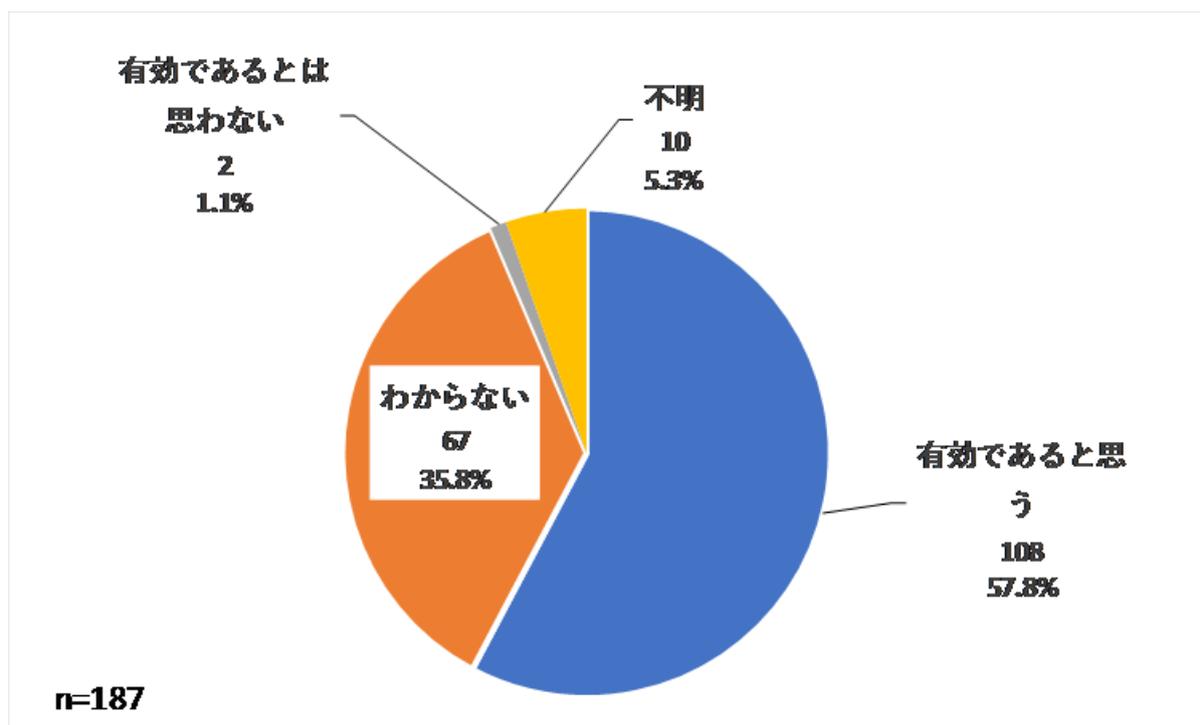


図 20 産業廃棄物税の焼却処理への課税状況

(4) 産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する取組状況

ア 現在の取組状況について

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに関する現在の取組状況について質問したところ、4割を超える事業者が「排出抑制及びリサイクルの取組をしている」と回答しており、「排出抑制」又は「リサイクル」のいずれかの取組をしているとの回答を合わせると、8割以上の事業者が排出抑制やリサイクルの取組をしている。

表 17 現在の取組みの状況

排出抑制及びリサイクルの取組をしている	81	43.3%
排出抑制の取組をしている	22	11.8%
リサイクルの取組をしている	52	27.8%
取り組んでいない	27	14.4%
不明	5	2.7%
回答者数（合計）	187	100.0%

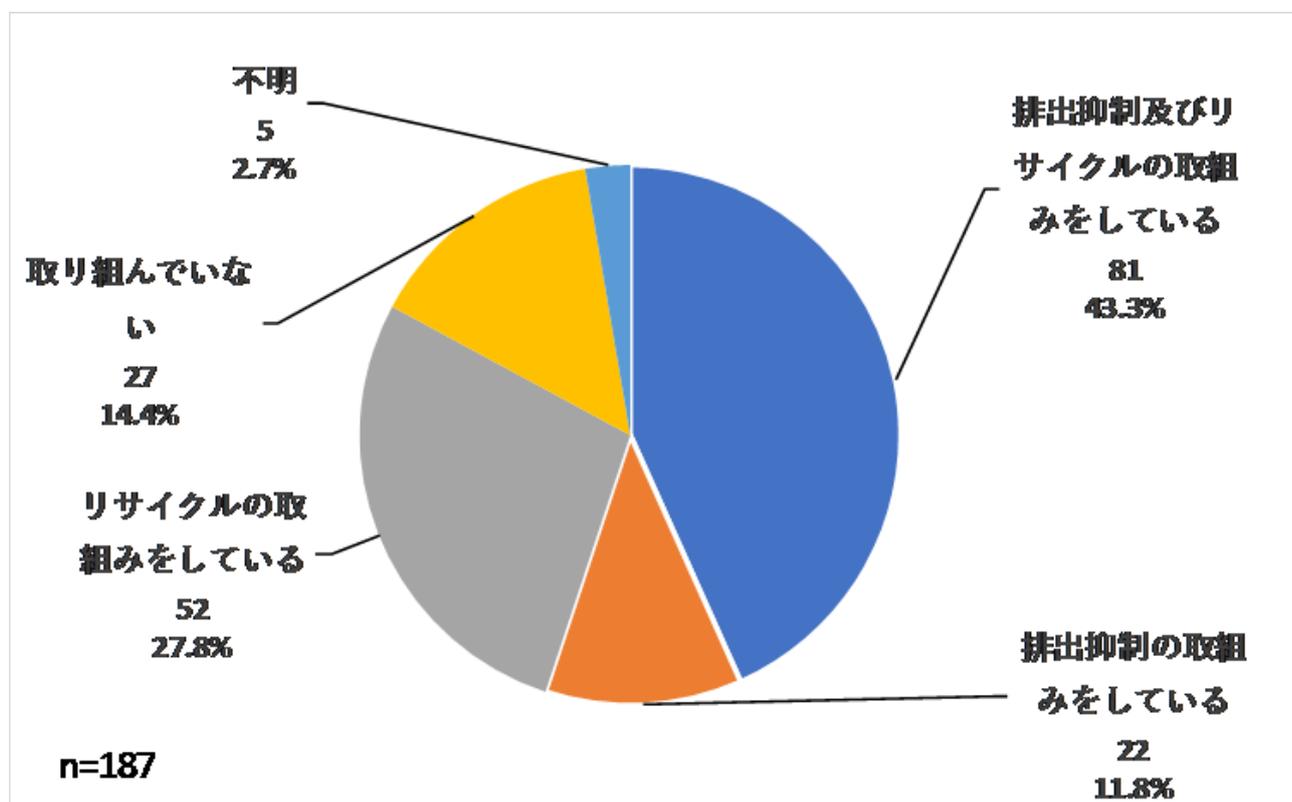


図 21 排出抑制の取組み開始時期

イ 排出抑制・リサイクルの取組の開始時期について

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに取り組んでいる事業者に対し、取組の開始時期について質問したところ、排出抑制については、36.1%が「平成16年度以前」、35.5%が「平成17年度～平成26年度」、7.1%が「平成27年度以降」と回答している。

また、リサイクルについては、43.9%が「平成16年度以前」、37.4%が「平成17年度～平成26年度」、7.7%が「平成27年度以降」と回答している。

表 18 排出抑制・リサイクルの取組み開始時期

	排出抑制		リサイクル	
	件数	割合	件数	割合
平成16年度以前	56	36.1%	68	43.9%
平成17年度～平成26年度	55	35.5%	58	37.4%
平成27年度以降	11	7.1%	12	7.7%
不明	33	21.3%	17	11.0%
回答者数（合計）	155	100.0%	155	100.0%

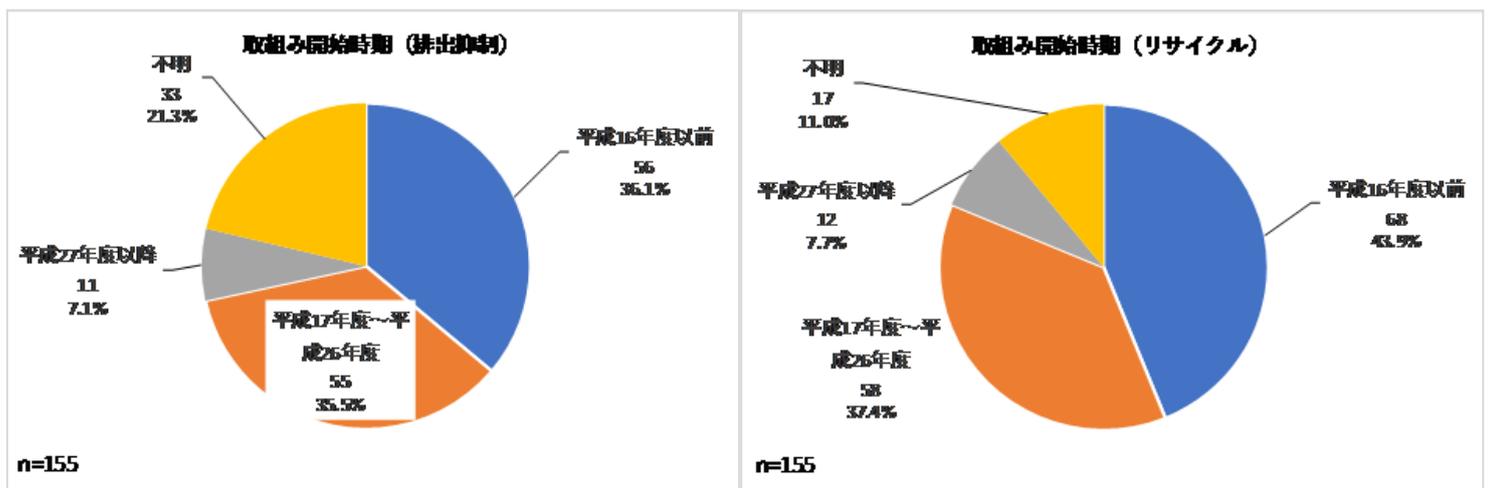


図 22 排出抑制・リサイクルの取組み開始時期

ウ 排出抑制・リサイクルの取組又は強化の動機

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに取り組んでいると回答した事業者に対し、取組を開始又は強化した動機について質問したところ、「環境意識の高まり」と「処理コストの削減」と回答した事業者が最も多く、次いで「法規制の強化」の順となっている。

「産業廃棄物税導入による税を含めた処理料金の値上がり」と回答した事業者は 13 事業者 8.4%と少なかったが、産業廃棄物税の転嫁について「わからない」が半数あったことから、税も含めて処理コストの上昇と考えた事業者も想定され、環境意識の向上を目的とした税の効果もうかがえる。

表 19 排出抑制・リサイクルの取組み・強化の動機

(複数回答)

産業廃棄物税の導入による税を含めた処理料金の値上がり	13	8.4%
産業廃棄物処理コストの削減	83	53.5%
各種リサイクル法の施行及び既存の法規制の強化	61	39.4%
環境意識の高まり	83	53.5%
その他	8	5.2%
不明	2	1.3%
回答者数	155	—

※割合は回答者数を分母として算出している

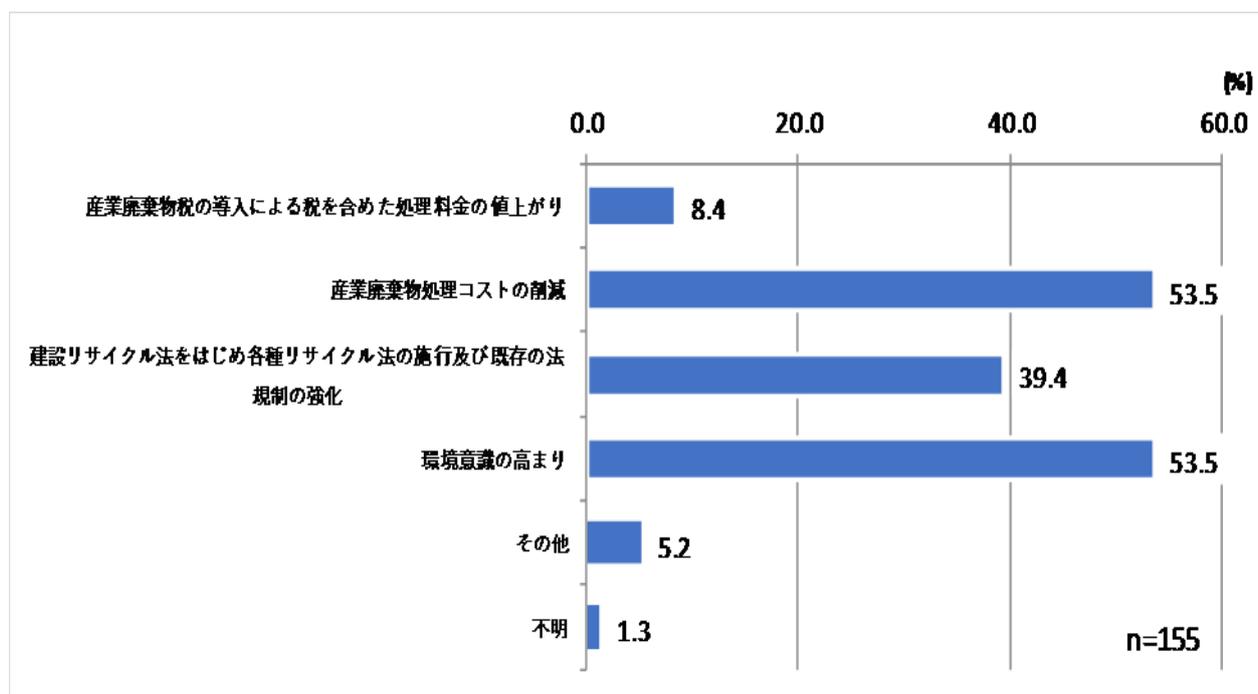


図 23 排出抑制・リサイクルの取組み・強化の動機

エ 排出抑制・リサイクルの取組内容

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに取り組んでいると回答した事業者に対し、具体的な取組内容を質問したところ、「再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底」が最も多く、次いで「焼却処理以外の中間処理への委託」「再使用の取組強化」「製造工程の見直しや変更」の順となり、事業者の取組が評価できる。

表 20 排出抑制・リサイクルの取組み内容

製造工程の見直しや変更	26	16.8%
再使用の取組強化	49	31.6%
再資源化施設への受入基準に適合させるための分別の徹底	79	51.0%
焼却処理以外の中間処理への委託	50	32.3%
その他	14	9.0%
不明	5	3.2%
回答者数	155	—

※割合は回答者数を分母として算出している

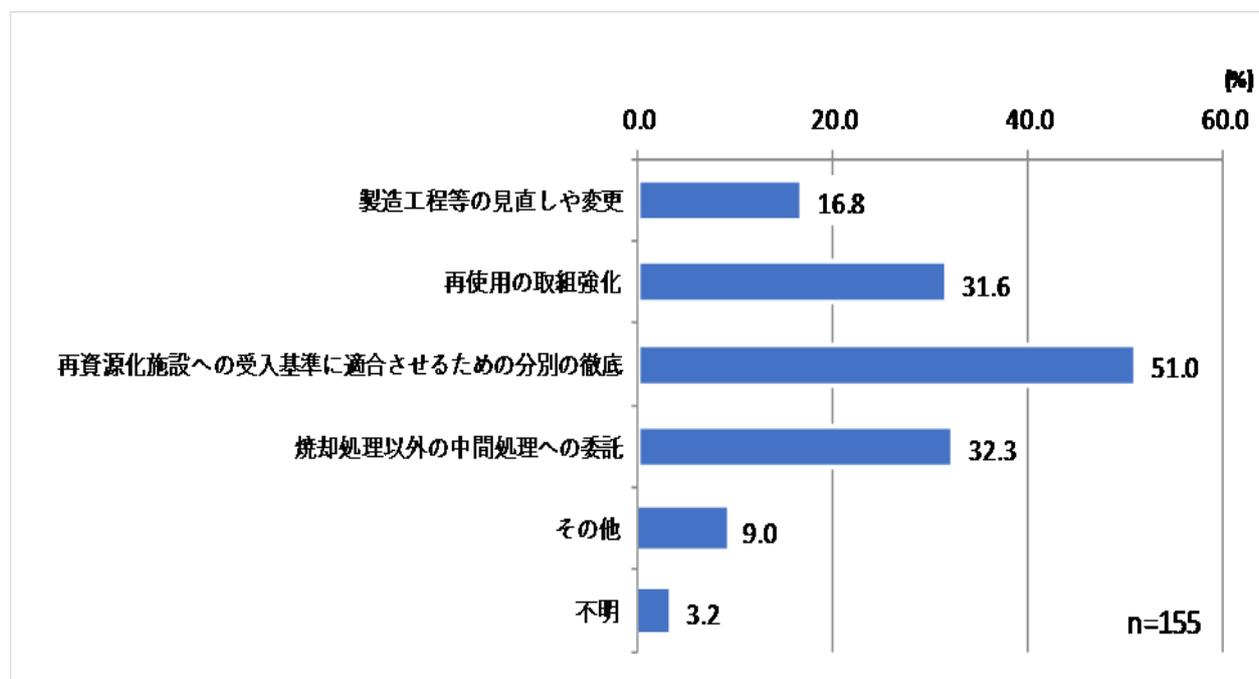


図 24 排出抑制・リサイクルの取組み内容

オ 排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由

産業廃棄物の排出抑制・リサイクルに取り組んでいないと回答した事業者に、取り組んでいない理由を質問したところ、「再資源化の技術等が確立されていない」、「排出量が少ない」を理由にあげる事業者が多く、「再資源化の技術は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない」や「焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い」といったコスト面を理由とする事業者はいない。

表 21 排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由（複数回答）

再資源化の技術等が確立されていない	9	33.3%
再資源化の技術は確立されているが、費用がかかりすぎるため設備や組織体制が整備できない	0	0.0%
再資源化の技術等は確立されているが、周辺に受け入れ先がない	0	0.0%
焼却処理や埋立処分のほうが費用が安い	0	0.0%
排出量が少ない	9	33.3%
消費者・取引相手等の再生製品等に対する利用意識が充分でない	1	3.7%
その他	8	29.6%
不明	1	3.7%
回答者数	27	—

※割合は回答者数を分母として算出している

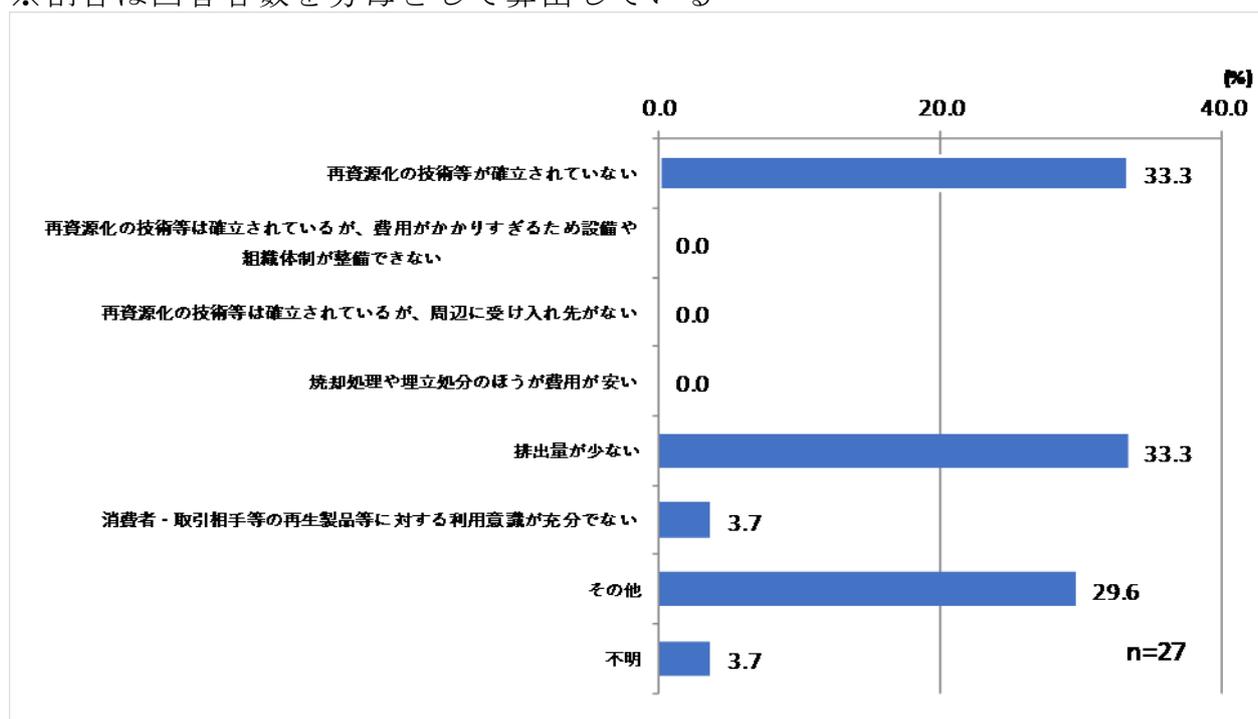


図 25 排出抑制・リサイクルに取り組んでいない理由

カ 産業廃棄物税の導入による経営上の影響について

産業廃棄物税の導入による経営上の影響について質問したところ、「経営上の影響はなかった」と回答する事業者が最も多く、次いで、「社員の意識改革につながった」「処理コスト削減につながった」「会社のイメージ向上につながった」の順となっており、産業廃棄物税の導入が経営上プラス面の影響を与えていることが推測される。

表 22 税導入の経営上の影響

(複数回答)

排出抑制やリサイクル等の取組の結果、処理コスト削減につながった	40	21.4%
排出抑制やリサイクル等の取組の結果、会社のイメージ向上につながった	19	10.2%
排出抑制やリサイクル等の取組の結果、社員の意識改革につながった	69	36.9%
排出抑制やリサイクル等に取り組もうとしたが、できなかったため、結果的に税相当額が負担増となった	7	3.7%
排出抑制やリサイクル等に全く取り組まなかったため、税相当額が負担増となった	3	1.6%
事業費等の見直しにより、負担増を押さえた。	8	4.3%
産業廃棄物税の導入による経営上の影響はなかった	78	41.7%
その他	11	5.9%
不明	9	4.8%
回答者数	187	—

※割合は回答者数を分母として算出している

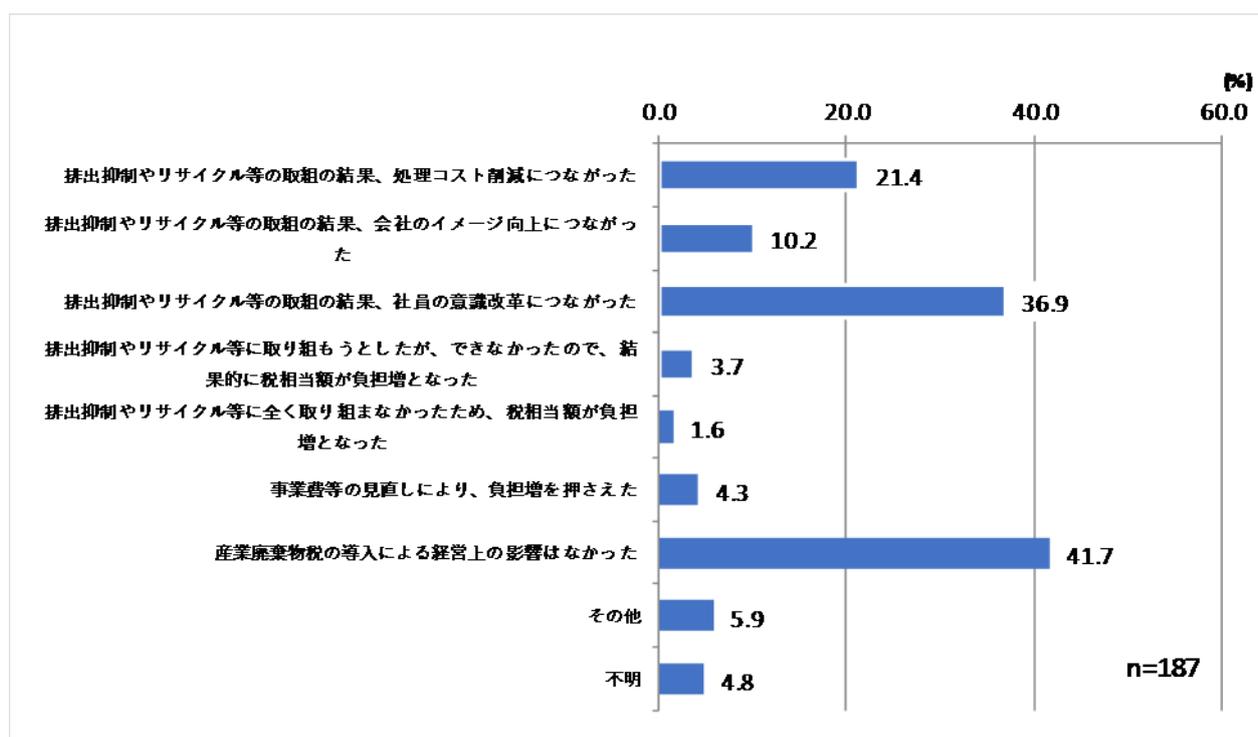


図 26 税導入の経営上の影響

(5) 産業廃棄物税の広域的一斉導入による産業廃棄物の取扱い上の変化

ア 産業廃棄物税の広域的一斉導入による産業廃棄物の取扱い上の変化

産業廃棄物税の一斉導入後における産業廃棄物の取扱いの変化について質問したところ、「排出抑制の取組をした」又は「リサイクルの取組をした」と回答した事業者は全体の 40.1%であり、一斉導入の政策的効果が一定得られているものと推測される。

なお、半数以上の事業者が「何も変化はない」と回答しているが、税導入前から排出抑制やリサイクルに取り組んでいる事業者も多く、税導入後の変化として回答したものと推測される。

表 23 税導入後の産業廃棄物取扱い上の変化

(複数回答)

産業廃棄物の排出抑制の取組みをした	40	21.4%
産業廃棄物のリサイクルの取組みをした	35	18.7%
産業廃棄物の搬入先を変えた	4	2.1%
何も変化はない	117	62.6%
不明	8	4.3%
回答者数	187	—

※割合は回答者数を分母として算出している

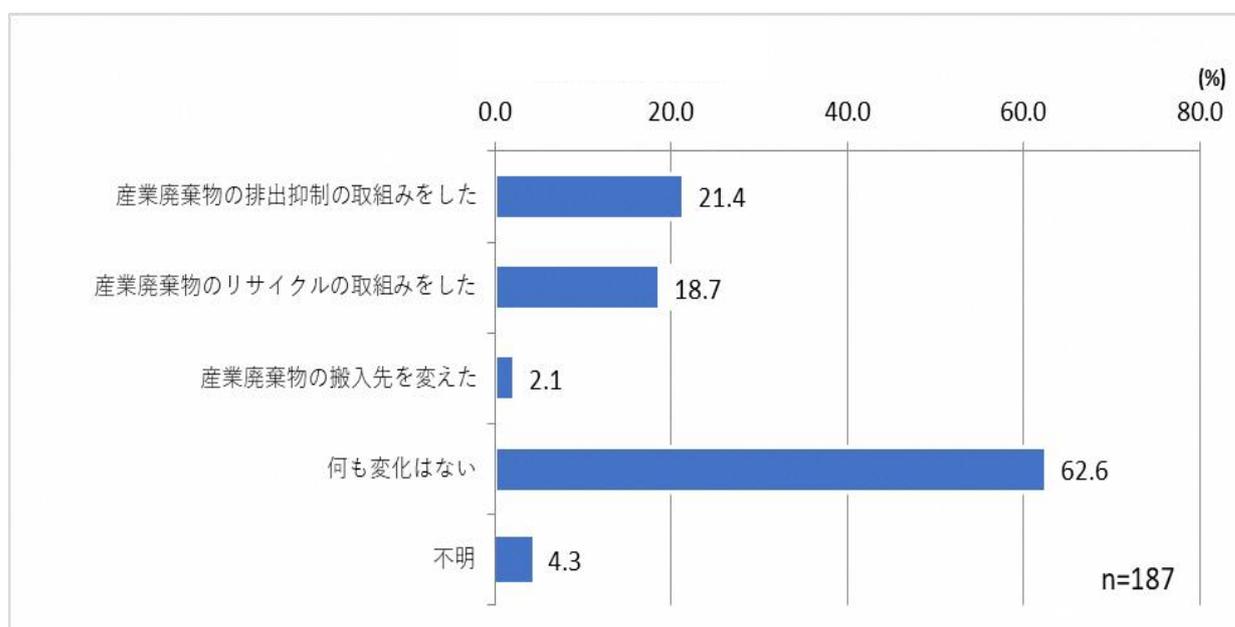


図 27 税導入後の産業廃棄物取扱い上の変化

イ 産業廃棄物税の広域的一斉導入に伴う産業廃棄物搬入先の変更理由

産業廃棄物税を広域的に一斉導入したことに伴い産業廃棄物の搬入先を変更したと回答した4事業者に、変更した理由を質問したところ、「リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い搬入先を変更した」と回答する事業者が2事業者、「料金が安い施設への変更」と回答する事業者が1事業者、「不明」が1事業者であり、「負担を避けるため課税のない地域に搬入した」と回答した事業者はなく、一斉導入の政策的効果が一定得られているものと推測される。

表 24 産業廃棄物搬入先の変更理由

産業廃棄物税の負担を避けるため、課税のない地域に搬入することにした	0	0.0%
リサイクルを行わない処理方法からリサイクルを行う処理方法への変更に伴い、搬入先を変更した	2	50.0%
施設の廃止などにより、それまでの処理方法が継続できなくなったため搬入先を変更した	0	0.0%
より料金の安い施設があったため、搬入先を変更した	1	25.0%
その他	0	0.0%
不明	1	25.0%
回答者数（合計）	4	100.0%



図 28 産業廃棄物搬入先の変更理由

(6) 産業廃棄物税の税収使途について

産業廃棄物税の使途として、どのような施策を実施すべきか質問したところ、「産業廃棄物のリサイクルを促進するもの」と回答した事業者が最も多く(70.0%)、次いで「不法投棄の未然防止等、産業廃棄物の適正処理を推進するもの」(48.9%)、「産業廃棄物の排出抑制を促進するもの」(46.1%)、「産業廃棄物に関する環境産業を育成・支援するもの」(43.3%)の順になっている。

表 25 産業廃棄物税の税収使途

(複数回答)

1	産業廃棄物の排出抑制を促進するもの	83	46.1%
2	産業廃棄物のリサイクルを促進するもの	126	70.0%
3	不法投棄の未然防止等、産業廃棄物の適正処理を推進するもの	88	48.9%
4	産業廃棄物に関する環境産業を育成・支援するもの	78	43.3%
5	その他	3	1.7%
回答者数		180	—

※割合は回答者数を分母とし算出している。

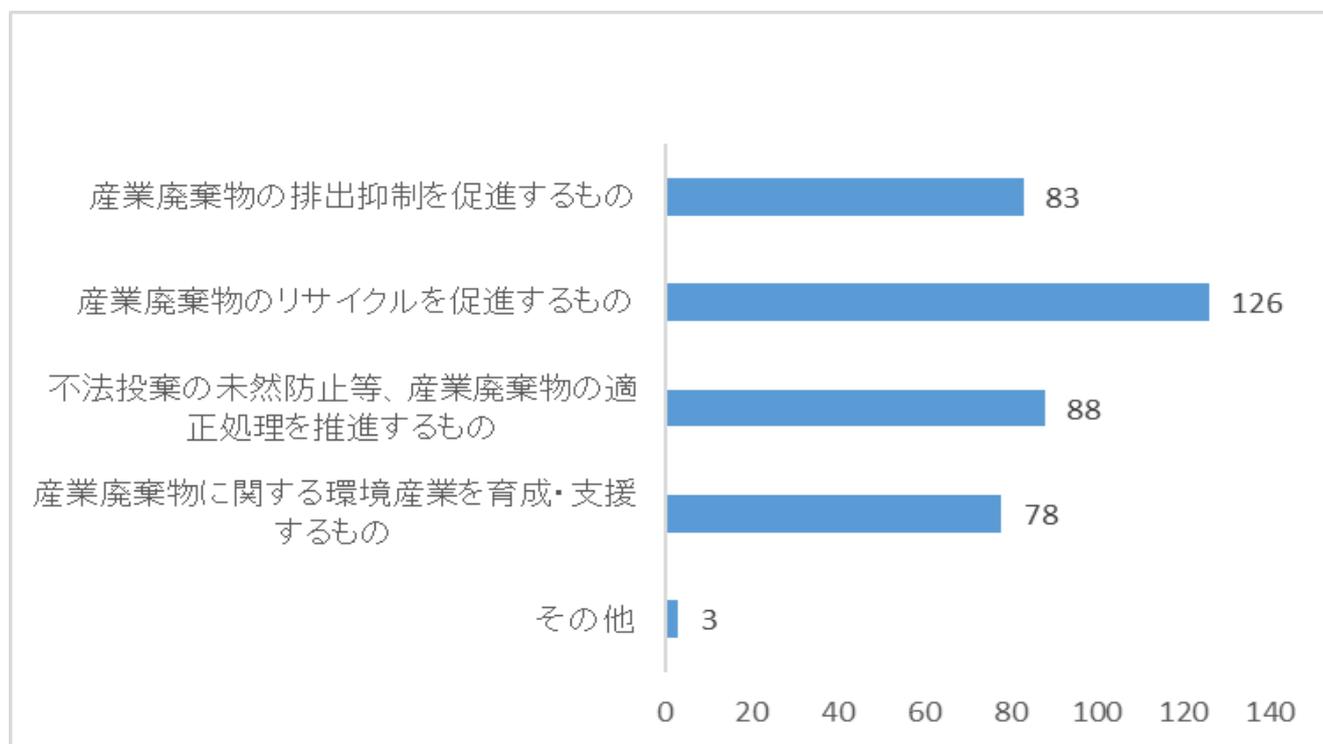


図 29 産業廃棄物税の税収使途

4. 産業廃棄物税収使途事業の実績について

長崎県産業廃棄物条例において、産業廃棄物税の使途について「循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の推進にかかる施策に要する費用」に充てると定めている。

これに基づき「排出抑制に関する事業」、「リサイクルの促進に関する事業」及び「適正処理の推進に関する事業」の3つの柱の事業に税収を活用してきたところであり、年度別の充当状況は次のとおりである。

表 26 産業廃棄物税収使途事業一覧

(単位：千円)

目的	番号	区分	事業名〔実施課〕	事業期間	事業費（産業廃棄物税充当額）															H17～H30 事業費累計	R1 当初予算
					H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30			
					決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算	決算		
排出抑制	1	終了	園芸用廃プラスチック総合対策〔農産園芸〕	H17	1,200	1,200	1,200	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,600	—	
	2	終了	ゴミゼロながさき環境産業支援事業〔未環課〕	H19	—	—	30,766	11,829	10,417	13,703	—	—	—	—	—	—	—	—	66,715	—	
	3	終了	廃液等の処理・管理技術の高度化促進事業〔産技課〕	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	1,128	—	—	—	—	—	1,128	—	
リサイクルの促進	1	終了	建設発生木材リサイクル資材研究開発〔技術情報〕	H17	13,580	8,179	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	21,759	—	
	2	終了	産業廃棄物リサイクル研究開発事業〔廃材〕〔廃対課〕	H18	3,776	494	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,270	—	
	3	終了	産業廃棄物リサイクル研究開発事業〔RPF〕〔廃対課〕	H18	945	1,016	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,961	—	
	4	終了	産業廃棄物リサイクル研究開発事業〔BDF〕〔廃対課〕	H18	—	936	1,562	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,498	—	
	5	終了	新産業ビジネス化支援事業〔新産業創造〕	H19	—	—	5,000	0	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000	—	
	6	終了	研究開発ビジネス化一貫支援事業〔科振課〕	H21	—	—	20,577	18,947	4,311	—	—	—	—	—	—	—	—	—	43,835	—	
	7	継続	リサイクル製品活用促進事業〔廃対課〕	H19	—	—	938	525	3,295	851	424	306	647	455	498	500	491	309	9,239	1,093	
	8	終了	ゴミゼロながさき環境産業支援事業〔未環課〕※再掲	H22	—	—	30,766	11,829	10,417	13,703	—	—	—	—	—	—	—	—	66,715	—	
	9	終了	堆肥広域流通モデル事業〔畜産課〕	H22	—	—	—	25,093	33,885	26,881	—	—	—	—	—	—	—	—	85,859	—	
	10	終了	余熱利用型BDF製造装置の開発〔科振課〕	H22	—	—	—	7,920	3,469	4,782	—	—	—	—	—	—	—	—	16,171	—	
	11	終了	代替資材実用化研究事業〔建設企画〕	H21	—	—	—	12,000	3,650	—	—	—	—	—	—	—	—	—	15,650	—	
	12	終了	エコフィード利活用促進事業〔畜産課〕	H23	—	—	—	—	8,764	6,003	9,000	—	—	—	—	—	—	—	23,767	—	
	13	終了	溶融スラグを用いた多孔質材料の開発〔科振課〕	H21	—	—	—	—	2,000	—	—	—	—	—	—	—	—	—	2,000	—	
	14	終了	溶融スラグ・炭がス等を活用した吸着材の開発〔科振課〕	H22	—	—	—	—	3,500	1,500	—	—	—	—	—	—	—	—	5,000	—	
	15	終了	BDF普及促進事業〔環政課〕	H23	—	—	—	—	—	6,105	2,444	—	—	—	—	—	—	—	8,549	—	
	16	終了	廃石膏型のリサイクル技術・適正処理技術開発〔産技課〕	H23	—	—	—	—	—	—	14,109	—	—	—	—	—	—	—	14,109	—	
	17	終了	下水汚泥有効利用研究開発事業〔水環境課〕	H23	—	—	—	—	—	—	3,371	—	—	—	—	—	—	—	3,371	—	
	18	継続	島原半島良質堆肥広域流通促進事業〔畜産課〕	H32	—	—	—	—	—	—	13,525	13,851	15,000	14,100	3,500	4,417	9,375	8,240	82,008	8,748	
	19	終了	廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝(アサリ)生息場の造成事業〔環境政策課〕	H25	—	—	—	—	—	—	4,755	1,387	—	—	—	—	—	—	6,142	—	
	20	終了	バイオディーゼル燃料地域活用推進事業〔環境政策課〕	H24	—	—	—	—	—	—	2,136	—	—	—	—	—	—	—	2,136	—	
	21	継続	未利用資源等肥料利活用促進対策〔農業経営課〕	H32	—	—	—	—	—	—	6,098	5,986	6,201	3,624	3,014	3,589	3,509	32,021	3,168	—	
	22	終了	エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業〔畜産課〕	H27	—	—	—	—	—	—	—	6,010	10,882	20,432	—	—	—	—	37,324	—	
	23	終了	再生砂による浅場づくり実証試験事業〔地域環境課〕	H28	—	—	—	—	—	—	—	—	9,330	38,569	35,442	—	—	—	83,341	—	
	24	終了	使用済石膏型の再生処理による用途開発〔産技課〕	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	6,841	—	—	—	—	—	6,841	—	
	25	終了	産業廃棄物の有効活用技術の開発〔産技課〕	H26	—	—	—	—	—	—	—	—	3,013	—	—	—	—	—	3,013	—	
	26	終了	バイオメタノールを活用したBDF製造技術の検討〔環政課〕	H28	—	—	—	—	—	—	—	—	2,901	2,595	1,920	—	—	—	7,416	—	
	27	終了	FRP漁船廃船処理対策事業費〔資源管理課〕	H26	—	—	—	—	—	—	—	4,563	2,620	—	—	—	—	—	7,183	—	
	28	終了	普及運営費〔農政課〕	H27	—	—	—	—	—	—	—	4,210	4,320	4,320	—	—	—	—	12,850	—	
	29	終了	長崎県水素戦略策定事業〔グリーンニューディール推進室〕	H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,082	—	—	—	—	4,082	—	
	30	終了	4R・ゴミゼロ推進事業(バイオディーゼル燃料利活用推進)〔廃対課〕	H28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,709	924	—	—	—	2,633	—	
	31	終了	FRP漁船リサイクル処理体制づくり事業〔漁港漁場課〕	H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	229	129	84	1,033	1,475	—	—	
	32	継続	大村湾環境総合対策事業〔地環課〕(R1年度より「みらいにながさき大村湾事業」に名称変更)	H29	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	6,363	14,801	21,164	858	
	33	終了	資源循環による環境と産業の効果波及促進事業〔地環課〕	H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,932	1,932	—	
	34	新規	FRP漁船リサイクル処理等体制普及推進事業	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,106	

適正処理の推進	①	終了	トラックスケール設置助成事業【廃対策】	H17 H19	13,220	3,462	10,960	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	27,642	—			
	②	終了	不法投棄監視等強化事業【廃対策】	H17 H21	5,748	6,437	6,498	5,791	6,031	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	30,505	—		
	③	終了	ゴミゼロながさき推進事業(効果検証)【未環課・廃対策】	H18 ~	—	3,315	1,921	1,971	0	0	0	2,108	0	—	—	—	—	—	—	9,315	—		
	※1 ④	継続	産業廃棄物排出事業者研修会【廃対策】	H18 H30	—	1,045	532	968	789	721	869	760	258	358	664	624	513	522	—	8,623	—		
	⑤	終了	最終処分場硫化水素ガス低減研究事業【廃対策】	H19 H20	—	—	2,651	1,806	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,457	—		
	⑥	終了	不法投棄監視に係るNPO等との協働事業【廃対策】	H19 H21	—	—	1,039	887	1,282	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3,208	—	
	⑦	継続	廃棄物不適正処理対策事業【廃対策】	H20 H30	—	—	—	31,939	29,933	30,328	27,163	28,109	28,181	26,329	30,264	29,659	29,638	26,970	—	318,513	—		
	⑧	継続	政令市適正処理支援事業【廃対策】	H23 H30	—	—	—	—	—	—	5,806	5,665	5,992	6,000	6,000	6,000	5,879	5,904	—	47,246	—		
	⑨	終了	産業廃棄物処理業者等情報管理事業	H24 H25	—	—	—	—	—	—	—	3,443	0	—	—	—	—	—	—	3,443	—		
	⑩	終了	優良産業廃棄物処理業者育成事業【廃対策】	H24 H30	—	—	—	—	—	—	—	132	190	128	144	160	—	—	—	754	—		
	⑪	終了	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業【廃対策】	H25 H26	—	—	—	—	—	—	—	—	1,409	0	—	—	—	—	—	1,409	—		
	⑫	終了	園芸用等廃プラスチック適正処理にかかるトラックスケール設置助成事業【農園課】	H26 H28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	937	1,984	1,452	—	—	—	—	4,373	—	
	⑬	継続	産業廃棄物処理施設監視指導事業【廃対策】	H27 H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,330	1,527	1,137	1,473	—	5,467	—		
	⑭	終了	長崎県廃棄物処理計画策定事業【廃対策】	H27	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	4,568	—	—	—	4,568	—	
	⑮	終了	PCB廃棄物処理促進事業【廃対策】	H28	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	169	—	—	—	169	—	
	⑯	継続	産業廃棄物審査指導費(優良産業廃棄物処理業者育成事業)【廃対策】	H29 H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,310	1,472	—	2,782	—	
	⑰	終了	産業廃棄物審査指導費(産業廃棄物処理業者情報管理システム改修)【廃対策】	H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,650	—	1,650	—	
	⑱	終了	4R・ゴミゼロ推進事業(長崎県廃棄物処理計画進行管理・産業廃棄物税効果検証調査業務)【廃対策】	H30	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	1,934	—	1,934	—
	※2 ⑲	新規	産業廃棄物対策事業【廃対策】	R1	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	40,557	—
合計 (55事業(再掲除く))					38,469	26,084	83,644	119,676	111,326	90,874	76,711	67,363	73,833	95,543	124,512	85,937	58,379	69,749	1,122,100	55,530	—		

※1「産廃排出事業者研修会」はH20年度当初まで「ゴミゼロながさき推進事業」として一括計上していた。

※2④・⑦・⑧・⑬・⑯は、R1年度より「産業廃棄物対策事業」として予算を一本化(事業自体は継続)

表 27 長崎県産業廃棄物税基金の状況

(単位:千円)

	基金積立額	前年度過納還付額	取崩額 (事業費決算見込額)	年度末基金残高
H17	126,775	0	38,469	87,806
H18	154,115	0	27,753	214,169
H19	108,471	1,669	108,412	215,898
H20	116,559	24,768	126,819	230,407
H21	67,653	7,143	113,217	191,985
H22	101,735	1,891	90,998	204,614
H23	100,325	124	77,935	227,128
H24	90,955	1,224	68,801	250,506
H25	97,173	1,438	74,721	274,395
H26	80,128	888	102,728	252,683
H27	71,613	7,185	124,678	206,803
H28	68,320	166	86,479	188,810
H29	46,018	542	59,589	175,780
H30	80,840	1,210	70,070	187,760

(注) 端数処理のため、計が合わないことがある。

(1) 排出抑制に関する事業

①園芸用廃プラスチック総合対策費〔一部〕(農産園芸課)【終了】

園芸用廃プラスチック適正処理の啓発指導及び生分解性マルチの導入・普及を図る。

②ゴミゼロながさき環境産業支援事業(未来環境推進課)【終了】

県内排出事業者等による産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進に資する施設整備に対する補助(補助率1/2以内、補助上限額1,500万円)。

③廃液等の処理・管理技術の高度化促進事業(工業技術センター)【終了】

県内製造業で用いられる薬品や排出される廃液等の処理、管理技術の進化(最適化、高度化、新技術導入など)による廃液等の排出抑制を図る。

(2) リサイクルの促進に関する事業

①建設発生木材リサイクル資材研究開発(技術情報室)【終了】

公共工事で利用可能な建設資材について、県内で発生する廃木材を利用し県内で生産可能な建設資材の研究開発及びリサイクル建設資材の認定基準の検討及び作成。

②産業廃棄物リサイクル研究開発事業(廃シリカ)(廃棄物対策課)【終了】

I T産業から排出される産業廃棄物の廃シリカガラスを利用した光触媒の量産プロセスの構築を検討。

③産業廃棄物リサイクル研究開発事業(R P F)(廃棄物対策課)【終了】

繊維くずを原料とした固形燃料R P Fについて、地元企業との連携により活用システム構築を検討。

④産業廃棄物リサイクル研究開発事業(B D F)(廃棄物対策課)【終了】

主に事業所から排出される廃食用油を利用した軽油代替燃料B D Fを活用するシステム構築を検討。

⑤新産業ビジネス化支援事業〔一部〕(新産業創造課)【終了】

「長崎県新産業創造構想」を推進するため、県内中小企業を中核とした企業間連携、産学官連携グループの事業拡大や新分野への進出を支援。

⑥研究開発ビジネス化一貫支援事業(科学技術振興課)【終了】

産学官連携によるプロジェクトテーマの創出から実用化・事業化まで、一貫した支援を行い、長崎発のオンリーワン技術の創出・事業化を図る。

⑦リサイクル製品活用促進事業(未来環境推進課)(廃棄物対策課)【継続】

リサイクル製品等の認定を行い、県事業における率先利用を図るとともに県民への普及促進を図る。

⑧ゴミゼロながさき環境産業支援事業(未来環境推進課)【終了】※再掲

県内排出事業者等による産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進に資する施設整備に対する補助(補助率1/2以内、補助上限額1,500万円)。

⑨堆肥広域流通モデル事業（畜産課）【終了】

畜産地帯において、耕種農家のニーズに即した堆肥の生産や運搬・散布サービスを行う堆肥ヘルパー組織をモデル的に育成することにより、堆肥の広域的な流通や利活用を促進。

⑩余熱利用型BDF製造装置の開発（科学技術振興課）【終了】

温泉熱を利用し、旅館ホテル業から排出される廃食用油のBDF製造利用システムを構築。

⑪代替骨材実用化研究事業（建設企画課）【終了】

コンクリート用の代替骨材としての火力発電所から排出される石炭灰活用実用化・普及促進させるため、産学官の連携により共同研究を行う。

⑫エコフィード利活用促進事業（畜産課）【終了】

食品製造業から排出される食品残さを畜産飼料化することにより、循環型社会構築の推進及び畜産農家における飼料費の低減を図る。

⑬熔融スラグを用いた多孔質材料の開発（窯業技術センター）【終了】

都市ゴミや下水汚泥由来の熔融スラグを原料とした軽量多孔質材料を開発し、スラグの有効活用を促進。

⑭熔融スラグ・廃ガラス等を活用した水熱反応による吸着材の開発

（窯業技術センター）【終了】

熔融スラグ、廃ガラス、カルシウム及びアルミニウム等を高圧下で混合してできる生成物（トバモライト、ゼオライト）を吸着材として活用するための研究開発を産学官連携で行う。

⑮BDF普及促進事業（環境保健研究センター）【終了】

県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適正化と普及促進を目的とする研究会を組織するとともに、長崎県版のBDF普及促進マニュアルを策定する。

⑯廃石膏型のリサイクル技術・適正処理技術開発（窯業技術センター）【終了】

陶磁器製造業から排出される廃石膏型をセメント凝結調整剤として有効利用するための適正処理技術、白線材等材料へのリサイクル技術の確立。

⑰下水汚泥有効利用研究開発事業（水環境対策課）【終了】

大村湾南部流域下水道において汚泥の消化によって発生しているメタンガスを主成分とする（50～60%）とする消化ガスの活用方法として、消化ガス発電の実施についての研究を行う。

⑱島原半島良質堆肥広域流通促進事業（畜産課）【継続】

諫早湾干拓入植者等の島原半島外へのニーズに即した堆肥の生産や運搬・散布サービスを行う堆肥ヘルパー組織をモデル的に育成することにより、堆肥の広域的な流通や利活用を推進し、畜産の健全な発展と環境にやさしい農業の推進に資する。

- ⑱ 廃ガラス・陶磁器くずを活用した二枚貝(アサリ) 生息場の造成事業
(環境保健研究センター)【終了】
ガラスくずや陶磁器くずなどのリサイクル砂を利用したテストプラントを造成してアサリ生息場としての適性を検証することにより、生息場再生とリサイクル材の有効利用の普及促進を図る。
- ⑳ バイオディーゼル燃料地域活用推進事業 (環境保健研究センター)【終了】
県内におけるバイオディーゼル燃料製造事業の適正化と普及促進を目的とする研究会を開催するとともに、検査を実施し製造技術を定着させる。
- ㉑ 未利用資源等肥料利活用促進対策 (農業経営課)【継続】
廃菌床等の未利用資源や家畜糞を原材料とする堆肥の利活用を促進し、産業廃棄物の削減及び環境保全型農業の進展を図る。
- ㉒ エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業 (畜産課)【終了】
配合飼料(海外輸入飼料原料)に依存する経営から、配合飼料の一部を国内未利用資源である食品残さ(エコフィード)に代え、配合飼料の依存度を減らすことで、飼料費の低減を図り、エコフィードを利活用するために必要な機械施設の整備を行うことで、養豚経営の安定を図る。
- ㉓ 再生砂による浅場づくり実証試験事業 (地域環境課)【終了】
陶磁器くずや廃ガラス原料の再生砂を用いて、大村湾内に人工干潟を造成し浄化能を評価する。
- ㉔ 使用済石膏型の再生処理による用途開発 (窯業技術センター)【終了】
県内陶磁器業界が抱える課題である使用済石膏型の適正処理及び再利用促進を目的に、使用済石膏型を土壌改良剤や石膏型材料としてリサイクルする技術の確立とそれらの性能評価を実施する。
- ㉕ 産業廃棄物の有効活用技術の開発 (窯業技術センター)【終了】
原子力発電所が停止する中、石炭火力発電所の稼働率が高くなっており、増加する石炭灰(フライアッシュ)や県内採石業界が抱える未利用の採石屑などの産業廃棄物を有効活用する技術を開発する。
- ㉖ バイオメタノールを活用した BDF 製造技術の検討
(環境保健研究センター)【終了】
木くず等から製造されるバイオメタノールと温泉熱を使って、廃食用油を原料とする BDF の製造試験を行い、全国初となるカーボンニュートラルな BDF を製造し、CO₂ 排出量の削減に寄与するとともに、本取り組みを大きく PR することで BDF 製造の機運を高め、各自治体へ廃食用油リサイクルの取り組みを促進させる。また、副産物であるグリセリンの利活用についても検討する。
- ㉗ FRP 漁船廃船処理対策事業費 (資源管理課)【終了】
廃 FRP 漁船の大量排出に対処するため、各地域の現状・課題等を調査、整理し、地域関係者の協議、廃船処理手法の比較検証に取組み廃船処理対策を進める。

⑳普及運営費（農政課）【終了】

家畜糞を原材料とする堆肥の適切な施用推進、利活用を促進し、産業廃棄物の削減を図る。

㉑長崎県水素戦略策定事業（グリーンニューディール推進室）【終了】

国が目指す水素社会の実現に対応するため、本県の地域特性に沿った、水素利活用の方針・戦略・ロードマップを策定するとともに、水素を活用した漁業のスマート化、県内水資源の掘り起こしについて見当・調査する。

㉒バイオディーゼル燃料利活用推進（廃棄物対策課）【終了】

BDF製造事業者への調査や市町及び廃食用油排出事業者における廃食用油の回収・リサイクル体制づくりを進めるとともに、BDF利用者に対しニーズ調査を行い、関係者で構成するBDF利活用促進会議を設置してBDFの利活用を促進する。

㉓FRP漁船リサイクル処理体制づくり推進事業（漁港漁場課）【継続】

離島域において地元団体等が複数の漁船を一括してリサイクル処理する場合に、処理に要する輸送費や、輸送費圧縮のための事前処理に係る経費について補助を行うことにより、処理費用の軽減化、リサイクル処理の普及を図る。

㉔大村湾環境総合対策事業（地域環境課）【継続】

※R1年度より「みらいにつなぐ大村湾事業」に名称変更

再生砂を用いて人工的に浅場を造成し、二枚貝の生息数を拡大することで大村湾内での浅場の有効性を実証する。

㉕資源循環による環境と産業の効果波及促進事業（地域環境課）【終了】

家畜ふん尿や食品廃棄物を循環資源として捉え、「家畜ふん尿等によるバイオガス事業＋液肥利用」を本県独自の再生エネルギー循環システムとして構築し、県内への取り組みの拡大を図る。

(3) 適正処理の推進に関する事業

①トラックスケール設置助成事業（廃棄物対策課）【終了】

産業廃棄物の焼却施設又は最終処分場を設置している産業廃棄物処理業者がトラックスケールを設置する経費に対する補助（補助率 1/2 以内、補助上限額 350 万円）。

②不法投棄監視等強化事業（廃棄物対策課）【終了】

各保健所管内において、不法投棄監視のため、夜間パトロールを民間の警備会社に委託して実施。

産業廃棄物の排出事業者等に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催。

③ゴミゼロながさき推進事業〔一部〕（未来環境推進課）【終了】

産業廃棄物の排出・処理の状況について、実態を把握し産業廃棄物税の効果検証を行う。

④産業廃棄物排出事業者研修会（廃棄物対策課）【継続】

※R1 年度より「⑩産業廃棄物対策事業」に予算集約

産業廃棄物の排出事業者に対し、適正処理などに関する認識を深めるための研修会を開催。

⑤最終処分場硫化水素ガス低減研究事業（廃棄物対策課）【終了】

最終処分場における硫化水素ガスや硫化物を含んだ浸出水の発生を防止する手法の開発と本県で実践可能な対策法を検討。

⑥不法投棄監視に係る N P O 等との協働事業（廃棄物対策課）【終了】

不法投棄の未然防止及び不法投棄物発見に係る県への情報提供の増加を図るため、N P O 等の協力を得る。

⑦廃棄物不適正処理監視事業（廃棄物対策課）【継続】

※R1 年度より「⑩産業廃棄物対策事業」に予算集約

産業廃棄物処理業者等に対する立入検査体制を強化するため、本土地区の 4 保健所に配置している産業廃棄物適正処理推進指導員を 10 名増員配置。

⑧政令市適正処理支援事業（廃棄物対策課）【継続】

※R1 年度より「⑩産業廃棄物対策事業」に予算集約

政令市が実施する産業廃棄物の適正処理を目的とした監視事業について、専任職員（嘱託職員）の配置に必要な経費を補助。

⑨産業廃棄物処理業者等情報管理事業（廃棄物対策課）【終了】

産業廃棄物処理業者に関する情報を提供するシステムを構築し、排出事業者等の産業廃棄物適正処理の促進を図る。

⑩優良産業廃棄物処理業者育成事業（廃棄物対策課）【終了】

優良産業廃棄物処理業者認定制度に基づく認定を受けるための研修会や講師派遣等を実施し、同制度の認定を受けた優良な県内産業廃棄物処理業者を多数育成することにより、県全体の産業廃棄物処理の適正化を推進する。

⑪ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業（廃棄物対策課）【終了】

県下にはPCB特別措置法の未届出者や事業者自身も把握していない微量PCB廃棄物が存在すると思われるため、先進事例を参考にPCB保管事業者の掘り起こしと処分にかかる周知等を徹底する。

⑫園芸用等廃プラスチック適正処理に係るトラックスケール設置助成事業
(農産園芸課)【終了】

各地域園芸用等廃プラスチック適正処理推進対策協議会において、可動式トラックスケールを導入し、小規模単位での回収体制を整備し、効率的な廃プラスチックの回収を行うことで、農業者の労力、経費負担を軽減し、適正処理の推進を強化する。

⑬産業廃棄物処理施設監視指導事業（廃棄物対策課）【継続】

※R1年度より「⑲産業廃棄物対策事業」に予算集約

適正な産業廃棄物処理施設の設置を推進するため、処理施設に対する立入検査・監視指導、水質検査による最終処分場の安全性確保等を行う。

⑭長崎県廃棄物処理計画策定事業（廃棄物対策課）【終了】

長崎県の産業廃棄物の発生・排出及び処理状況の実態を調査し、長崎県環境審議会（廃棄物処理計画部会）の審議のうえ長崎県廃棄物処理計画の次期計画を策定し、本県廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理の推進に資する。

⑮PCB廃棄物処理促進事業（廃棄物対策課）【終了】

処理期限が迫る（特に高濃度）PCB廃棄物（使用中の含有機器を含む）の処理漏れを防止するため、当該廃棄物の掘り起こし調査等を行う。

⑯優良産業廃棄物処理業者育成事業（廃棄物対策課）【終了】

※R1年度より「⑲産業廃棄物対策事業」に予算集約

優れた能力及び実績を有する産業廃棄物処理業者を都道府県知事等が認定する「優良産廃処理業者認定制度」が平成23年度からスタートしたが、認定を受けるためには、インターネットによる情報の公開やISO14001又はエコアクション21等の認証取得などの基準（優良基準）に適合する必要があるため、特に県内の処理業者は認定取得に消極的な状況であるため、県が優良基準に係る研修会等を開催することにより、同制度に基づく認定を受けた優良な産業廃棄物処理業者を県内に多数育成し、県全体の産業廃棄物処理の適正化を推進する。

⑰産業廃棄物処理業者情報管理システム改修（廃棄物対策課）【終了】

産業廃棄物処理業者の既存の情報管理システムを改修することで、業者管理の質の向上、審査業務や文書の保管等の事務につき、簡素化・軽減を図る。

⑱長崎県廃棄物処理計画進行管理・産業廃棄物税効果検証調査業務
(廃棄物対策課)【終了】

平成27年度に策定した「長崎県廃棄物処理計画」の進捗状況を把握するとともに、平成17年度から導入した産業廃棄物税の効果を検証するために必要な調査を行い、平成31年度に見直しを行う産業廃棄物税条例改正等の基礎資料とする。

V 産業廃棄物税の導入効果等の取りまとめについて

1. 産業廃棄物の排出抑制等に関する効果

産業廃棄物税の導入に伴う産業廃棄物量の推移、排出事業者への意識調査、税収使途事業の実績などから、次の点において税の導入効果を認めることができ、税の導入が既に事業者が行っている取組の見直しや後押しをする契機となり、更なる取組の動機付けの一つになったものと評価できる。

《産業廃棄物量の推移》

- ▷ 税導入後の課税対象施設への搬入量（課税標準量）が、焼却施設については年度毎の増減があるものの、焼却施設及び最終処分場ともに減少傾向にある（9、10頁参照）。
- ▷ 循環型社会の形成に資するものとして、産業廃棄物条例に規定する課税免除の対象となる焼却施設数が、近年は減少傾向にあるものの、依然として、産業廃棄物処理業者においてもリサイクルに向けた取り組みが促進されている（6頁参照）。
- ▷ 税導入後の県内における産業廃棄物の排出量は、税導入前の平成16年度より減少し（12頁参照）、産業廃棄物の処理・処分の状況については、再生利用率はやや減少しているが、減量化率は増加し、最終処分率は大幅に減少している（13頁参照）。

《排出事業者への意識調査》

- ▷ 産業廃棄物税の見直しの前後にあたる平成26年度と平成27年度における産業廃棄物の排出量や処理量の変化に関する設問において、排出量、再生利用率については「増加傾向にある」との回答が「減少傾向にある」との回答を上回っているが、焼却処理量、最終処分量については、「減少傾向にある」との回答が「増加傾向にある」との回答を上回っている（15頁参照）。
- ▷ 排出事業者の約4割が税導入以前から産業廃棄物の排出抑制やリサイクルに取り組んでいるが、約5割の排出事業者は税導入以降に排出抑制・リサイクルに取り組んでいる（24頁参照）。
- ▷ 産業廃棄物税導入の影響についての設問では、排出抑制・リサイクルの取組の結果、「社員の意識改革につながった」、「処理コスト減につながった」、「会社のイメージ向上につながった」と回答した事業者が多く、産業廃棄物税の導入が経営上プラス面の影響を与えており（28頁参照）、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進に向けた意識や取組が、税の導入により高まったものと考えられる。

2. 産業廃棄物税収使途事業の成果

産業廃棄物税収は、「排出抑制に関する事業」、「リサイクルの促進に関する事業」、「適正処理の推進に関する事業」に充当しており、産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進に資する施設整備の促進、リサイクルシステムの構築及び不法投棄の減少など、循環型社会の形成に向けて一定の成果が得られている（32頁以降参照）。

なお、産業廃棄物排出事業者への意識調査結果から、排出事業者が排出抑制やリサイクルに取り組んでいない理由として「再資源化の技術が確立されてい

ない」を理由に挙げている事業者が最も多く（27頁参照）、また、産業廃棄物税の税収の適当な使途として、「廃棄物のリサイクルを促進するもの」との回答が最も多く、「不法投棄の未然防止等、産業廃棄物の適正処理を推進するもの」、「産業廃棄物の排出抑制を促進するもの」、「産業廃棄物に関する環境産業を育成・支援するもの」と続いていることから、排出抑制やリサイクルの推進に係る施策について一定の理解を得られているものと推測できる（31頁参照）。

税収使途事業の主な成果としては、次のとおりである。

(1) 排出抑制に関する事業

- ▷ 「ゴミゼロながさき環境産業支援事業」による、産業廃棄物の排出抑制やリサイクルの促進につながる施設整備の支援（5件）

(2) リサイクルの促進に関する事業

- ▷ 「再生砂による浅場づくり実証試験事業」
 - ・大村市森園町において、陶磁器やガラス原料の再生砂を利用した浅場を造成し、二枚貝の生息数の拡大及びそれに伴う大村湾の浄化機能強化を実施。
- ▷ 「リサイクル製品活用促進事業」
 - ・リサイクル製品の認定・広報（平成30年度末認定件数204件）
- ▷ 「エコフィード利活用畜産経営安定チャレンジ事業」
 - ・畜産農家で使用する配合飼料の一部を食品残さ（エコフィード）で代替することによる畜産農家の所得向上及び、産業廃棄物として処理されていた未利用資源の有効利用による資源循環型社会の構築を推進。
 - H27年度資源有効利用量：3,633t（豆腐粕、野菜残さ 等）

(3) 適正処理の推進に関する事業

- ▷ 「廃棄物不適正処理対策事業」等による不法投棄の発見件数、投棄量の減少

表 28 不法投棄の現状

(件・万トン・%)

	H16①	H20	H21	H25	H26	H29	H30②	②-①
不法投棄件数	528	424	480	111	119	92	70	△458
不法投棄量	13,250	4,710	2,954	2,442	1,614	616	940	△12,310
撤去率	68.8	69.1	81.0	76.6	72.3	92.4	98.6	29.8

VI 産業廃棄物税の必要性と今後の使途事業について

1. 継続の必要性

産業廃棄物の排出量は、産業廃棄物税の導入以降、減少傾向にあるなど、一定の効果があがっており、引き続き、産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの推進及び適正処理を推進し、循環型社会の形成に向けた取組を実施していくことが必要であり、そのための排出事業者に対するインセンティブの付与及び関係施策の財源確保という税の目的は、「Ⅲ産業廃棄物税の機能に係る検証」及び「Ⅴ産業廃棄物税の導入効果等の取りまとめ」に係る考察結果からも失われておらず、一定の導入効果が見られることから産業廃棄物税は継続していくべきと考える。

2. 産業廃棄物税収使途事業の方向性

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正処理を推進するためには、県民、事業者及び行政がそれぞれの責任と役割を認識し、相互に連携しながら一体となって循環型社会の形成に向けた効果的な取組を実施していくことが重要である。

このため、県内における産業廃棄物の処理・処分の状況、これまでの使途事業の実績及び排出事業者の意識調査結果を踏まえ、より事業効果が高い事業を中心に「排出抑制に関する事業」及び「リサイクルの推進に関する事業」、「適正処理の推進に関する事業」という3つの柱の事業を実施していくものとする。

(1) 排出抑制に関する事業

排出量については減少傾向にあるが、今後も、排出抑制効果が高く、また、できるだけ多くの排出事業者に通じて効果が期待できる事業を推進していく。

また、当該事業効果について広く関連事業者へも周知・広報することで、さらに取組効果の拡大を図っていく。

(2) リサイクルの推進に関する事業

産業廃棄物の再生利用率は、税導入以降、横ばいが続いていたが、近年は減少傾向にあり改善を図る必要がある。また、産業廃棄物の排出事業者への意識調査では、適当な使途事業として「リサイクルの推進」と回答する事業者が最も多く、リサイクルの推進に関する事業は重要な事業であり、推進していく。

(3) 適正処理の推進に関する事業

産業廃棄物の不法投棄については、大幅な減少傾向にあるとは言え、いまだ不法投棄の根絶には至っておらず、産業廃棄物処理業者による不適正処理事案も発生している状況にある。

また、産業廃棄物の不適正処理が発生した場合は、その原因者究明や是正指導に多くの時間と費用を要することから、その未然防止が極めて重要かつ効果的である。

このため、これまでに引き続き、不適正処理に対する監視強化の事業や不適正処理に関する情報提供等の協力を県民や関係事業者に求めていく事業を実施していく。

Ⅶ 産業廃棄物税の今後のあり方について

1. 課税方式

課税方式は、特別徴収方式が基本であり、焼却処理業者及び最終処分業者が特別徴収義務者として、排出事業者から産業廃棄物税を徴収し、長崎県に申告納入することとしており、排出事業者自ら焼却処理又は最終処分を行う場合には、直接、長崎県へ申告納付することとしている。

この方式は、焼却施設及び最終処分場に産業廃棄物を搬入するすべての排出事業者を対象とすることができるため、環境負荷の原因者である排出事業者全体で税負担を行うとともに税負担の公平性も合わせて確保できるというメリットがあることや、徴税コストを縮減できることが考慮され、本県を始め九州各県（熊本県、沖縄県は最終処分業者特別徴収方式）で採用している。

なお、三重県及び滋賀県においては、排出事業者申告方式が採用されているが、本県を含む他の23道府県では、特別徴収方式を採用している。排出事業者申告方式は、納税義務者である排出事業者が直接、県に申告納付するものであるため、すべての排出事業者を把握する必要性が生じることとなり、徴税コストが増大することが考えられ、これに対応するには、免税点制度を設けることにより事務処理経費を軽減するなど、制度設計に工夫を凝らすことが必要となるが、免税点に満たない量の産業廃棄物の搬入に対し、税を課さないこととすると、税負担の公平性が損なわれるため、このような方策を採ることは可能な限り回避すべきである。

税導入後の状況をみる限り、特別徴収方式による申告が定着してきていること、焼却施設及び最終処分場への搬入量が減少傾向にあり産業廃棄物の排出抑制等の傾向にあり、また、当該方式を変更した場合のコスト増及び納税者等の混乱等を考えれば、変更する必要性は見当たらない。

2. 課税客体

九州各県（熊本県、沖縄県を除く。）は、より高い排出抑制効果とリサイクルへの誘導を図るため、最終処分場（埋立）への搬入とともに、排出により近い中間処理のうち、リサイクルの前処理と考えられるもの（例えば、選別・破碎・脱水等）は課税の対象外とし、リサイクルにつながらないと考えられる焼却施設への搬入について課税を行っている。

意識調査の結果、焼却施設への搬入を課税としたことについて、産業廃棄物の排出抑制・リサイクルの促進等に「有効であったと思う」との回答が約45%に対し、「有効であったと思わない」との回答はわずか約3%であることから、焼却施設への搬入に対する課税方式は、排出事業者に一定の理解が得られ、効果的に作用していることが推測される。

また、課税対象となる焼却施設への搬入量が減少傾向にあること、また、産業廃棄物税条例に規定する課税免除の対象となる焼却施設数が税導入後に増加していることから、リサイクルの促進に一定の効果が得られており、引き続き焼却施設への課税を行っていくことが適当である。

3. 税率

産業廃棄物税の税率については、導入済みの先進県との均衡及び九州各県同一税率への調整が必要であるとの観点から、基本税率を産業廃棄物1トン当たり1,000円として、最終処分場への搬入については1トン当たり1,000円、焼却施設へ

の搬入については、残さ率20%相当を控除した800円としている。

税率を引き上げると、排出抑制などの効果は高まるが、排出事業者への税負担が大きくなり、経営に支障を来す可能性がある。

また、税率を引き下げると、排出事業者の税負担は軽減されるが、排出抑制などの動機付け効果が小さくなり、循環型社会の形成に向けた取組みが促進されないといった問題が生じることが懸念される。今後も使途事業の方向性に基づく各種事業を実施していくためにも、これまでと同程度の財源を確保する必要がある。

現行の税率については、排出事業者に対する意識調査の結果によると、産業廃棄物税導入後に「処理料金がより安い施設があった」ことを理由に産業廃棄物の搬出先を県外へ変更した排出事業者は、138事業者中わずか3事業者（2%）であったことから、排出事業者の企業活動に多大な影響を与えない水準であり、また、焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入量は減少傾向にあること、同様の制度を導入している道府県においても税率の変更を行っているところもないことから、現行制度のまま継続することが妥当と思われる。

Ⅷ 産業廃棄物税の今後の方向性について

産業廃棄物税について検証を行った結果、以下の検証結果概要のとおり一定の成果を上げており、今後も税制を継続していく必要があると考えられることから、課税要件など主要部分の見直しは行わず、現行制度のまま条例を存続させる。

なお、施行規則第3条に定める課税免除の制度については、更なるリサイクルへの推進を図るため、下表のとおり改正することとする。

また、今後においては、社会経済情勢の変化等が考えられことから、5年を目処に検討を行い、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとする。

[検証結果概要]

- ▶ 税導入後の課税対象施設への搬入量（課税標準量）が、焼却施設及び最終処分場とも減少傾向にあり、また、県内における産業廃棄物の排出量は、税導入前より減少しているなど一定の効果が得られている。
- ▶ 産業廃棄物税収使途事業において、リサイクルシステムの構築や不法投棄の減少など、循環型社会の形成に向けて一定の成果が得られている。
- ▶ 産業廃棄物の排出事業者に対する意識調査によれば、産業廃棄物税の導入は、経営上プラス面に作用するとともに、リサイクルや排出抑制への取組促進に効果を発揮し、課税のない周辺県に搬入されるなどの結果を招くことはなかったものと考えられる。
- ▶ 産業廃棄物の排出事業者に対する意識調査によれば、妥当な税率と思わないと答える事業者はわずかであり、現在の産業廃棄物税制度（課税方式、課税客体、税率）が定着していること等から、税制度を変更する必要性は見当たらない。
- ▶ 長崎県産業廃棄物税条例施行規則第3条第3号に定める課税免除の特例について、産業廃棄物の焼却において発生する熱を回収し製品の製造に利用する場合は資源循環型社会の推進に資することから、下表のとおり改正する。

<長崎県産業廃棄物税条例施行規則第3条第3号の改正案>

（現行）

産業廃棄物を自ら焼却処理する際の熱を回収し、自らの製品の製造工程に利用する場合（委託により中間処理を行った後、当該中間処理により発生した産業廃棄物の焼却処理を自ら行う場合を除く。）

（改正案）

産業廃棄物を焼却処理する際の熱を回収し、製品の製造工程に利用する場合